平成２８年度農村振興関係予算概算決定の概要
【農村振興局】

目　　次

平成28年度予算概算決定の概要 …… １
平成28年度国営事業着手地区等（概算決定）について …… ５
平成28年度農林水産予算概算決定の重点事項 …… ８

非公共事業ＰＲ版
農地耕作条件改善事業 …… １１
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 …… １３
日本型直接支払 …… １５
農山漁村振興交付金 …… ２１
山村活性化支援交付金 …… ２３
鳥獣被害防止対策の推進 …… ２５
都市農業機能発揮対策事業 …… ２７
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 …… ２９
美しい農村再生支援事業 …… ３１
特殊自然災害対策施設緊急整備事業 …… ３２
農家負担金軽減支援対策事業 …… ３４
流通加工連携農業農村開発調査事業 …… ３６
有明海再生対策 …… ３８
諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費 …… ４０
［ＴＰＰ関連対策（H27補正予算）］
中山間地域等担い手収益力向上支援事業 …… ４１
農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業 …… ４３
公共事業ＰＲ版
農業農村整備事業 …… ４５
国営かんがい排水事業 …… ４９
国営地域防災対策一体型かんがい排水事業 …… ５０
国営農地再編整備事業 …… ５２
国営総合農地防災事業 …… ５３
農業競争力強化基盤整備事業 …… ５４
農業基盤整備促進事業 …… ５６
農業水利施設保全合理化事業 …… ５８
水利施設整備事業（農地集積促進型） …… ６０
農村地域防災減災事業 …… ６２
土地改良区体制強化事業 …… ６５
土地改良施設維持管理適正化事業 …… ６６
基幹水利施設管理事業 …… ６７
農山漁村地域整備交付金 …… ６９
海岸事業 …… ７２
災害復旧事業（農地・農業用施設等） …… ７３
災害関連事業（農地・農業用施設等） …… ７５
［ＴＰＰ関連対策（H27補正予算）］
農地の更なる大区画化・汎用化の推進 …… ７６
水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 …… ７８
畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 …… ８０

平成27年12月24日

農林水産省

主要予算総括表

（単位：億円）

事　　項	27 年 度 当初予算額	27 年 度 補正予算額	28 年 度 概算決定額	対前年度比 （%）
一般会計				
非公共事業	1,256	28	1,215	96.7%
公共事業	3,934	1,074	4,143	105.3%
農業農村整備事業	2,753	990	2,962	107.6%
農山漁村地域整備交付金	1,067		1,067	100.0%
海岸事業	33		33	100.0%
災害復旧事業等	82	84	82	100.0%
農村振興局予算総額	5,190	1,102	5,358	103.2%

（注）　1　計数整理の結果、異動を生じることがある。
　　2　農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。
　　3　計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

非公共予算の概要

（単位：百万円）

事　　項	27年度 当初予算額	27年度 補正予算額	28年度 概算決定額	対前年度比 （%）
主な事項				
農地耕作条件改善事業	10,000	―	12,274	122.7%
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	291	―	231	79.4%
多面的機能支払交付金	48,251	―	48,251	100.0%
中山間地域等直接支払交付金	29,000	―	26,300	90.7%
農村集落活性化支援事業	600	―	―	―
都市農村共生・対流総合対策	2,750	―	―	―
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	6,150	―	―	―
農山漁村振興交付金（新規） ※ うち山村活性化支援交付金を含む	―	―	8,000	皆増
鳥獣被害防止総合対策交付金	9,500	1,200	9,500	100.0%
都市農業機能発揮対策事業	191	―	191	100.0%
農山漁村再生可能エネルギー導入等促進対策のうち 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	830	―	480	57.9%
美しい農村再生支援事業	300	―	96	32.0%
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	100	200	150	150.0%
農家負担金軽減支援対策事業	6,254	―	4,660	74.5%
有明海再生対策（農村振興局計上分）	1,000	―	1,000	100.0%
諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門に係る経費	6,191	―	6,189	100.0%
[TPP関連対策]				
中山間地域等担い手収益力向上支援事業	―	1,000	―	―
農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業	―	400	―	―
計	125,622	2,800	121,463	96.7%

（注）　計数整理の結果、異動を生じることがある。

平成28年度 農業農村整備事業関係予算概算決定の概要

（単位：億円）

	27年度 予算額	28年度 概算決定額 A	(27年度補正追加額)	
			補正額 B	A＋B
農業農村整備事業	2,753	2,962	990	3,952
	－	(107.6%)	－	(143.6%)
農山漁村地域整備交付金 （農業農村整備分）	735	735	－	735
	－	(100.0%)	－	(100.0%)
農地耕作条件改善事業（非公共）	100	123	－	123
	－	(122.7%)	－	(122.7%)
計	3,588	3,820	990	4,810
	－	(106.5%)	－	(134.1%)

※ 1．下段（）書きは27年度予算額との比率である。
2．27年度補正額はTPP関連対策を含む。

農業農村整備事業の概要

（単位：億円）

事　　項	27年度 当初予算額 ①	27年度 補正額 ②	28年度 概算決定額 ③	対前年度比 （%） ③/①	27年度補正額 ＋ 28年度概算決定額 ②＋③＝④	対前年度比 （%） ④/①
農業農村整備事業						
国営かんがい排水	1,053	90	1,179	111.9%	1,269	120.5%
国営農地再編整備	229	230	176	76.9%	406	177.2%
国営総合農地防災	228	50	262	114.9%	312	136.8%
直轄地すべり	19	－	15	81.6%	15	81.6%
水資源開発	69	－	70	101.2%	70	101.2%
農業競争力強化基盤整備						
うち農業競争力強化基盤整備	341	565	365	107.0%	930	272.8%
農業基盤整備促進	225	－	61	27.0%	61	27.0%
農業水利施設保全合理化	45	15	69	153.9%	84	187.5%
水利施設整備（農地集積促進型）	6	－	6	100.0%	6	100.0%
農村地域防災減災	280	40	508	181.2%	548	195.5%
土地改良施設管理	155	－	156	100.4%	156	100.4%
その他	102	－	96	93.7%	96	93.7%
計	2,753	990	2,962	107.6%	3,952	143.6%

（注）1．計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
　　2．27年度補正額はTPP関連対策を含む。

平成28年度国営事業等　事業着手地区（概算決定）

区分	地区数	地区名
【国営事業】		
（農林水産省）		
かんがい排水	4	河南二期（一期）（宮城県） 旭 川（秋田県） 会津北部（福島県） 栃木南部（栃木県）
農用地再編整備	2	茨城中部（茨城県） 道前平野（愛媛県）
総合農地防災	1	和歌山平野（二期）（和歌山県）
（北海道）		
農用地再編整備	3	愛別 大雪東川第一 雄武丘陵
総合農地防災	1	勇知

平成28年度国営事業　国営施設機能保全・国営施設応急対策
対策移行地区（概算決定）

区分	地区数	地区名
（農林水産省）		
国営施設機能保全	1	筑後川中流（福岡県）
国営施設応急対策	7	浪岡川（青森県） 須川（岩手県） 名取川（宮城県） 赤城西麓（群馬県） 刈谷田川右岸排水（新潟県） 宮川用水（三重県） 南紀用水（和歌山県）
（北海道）		
国営施設応急対策	2	札内川 西網走

平成28年度国営事業　全体実施設計・調査着手地区（概算決定）

区分	地区数	地区名
全体実施設計		
（北海道）		
かんがい排水	1	江別南幌（えべつなんぽろ）
調査		
（農林水産省）		
かんがい排水	2	天竜川下流二期（てんりゅうがわかりゅうにき）（静岡県）
		喜界島（きかいじま）（鹿児島県）
農用地再編整備	2	宍道湖西岸（しんじこせいがん）（島根県）
		高知南国（こうちなんこく）（高知県）
総合農地防災	2	手賀沼（てがぬま）（千葉県）
		近江東部（おうみとうぶ）（滋賀県）
（北海道）		
かんがい排水	1	中後志（なかしりべし）
農用地再編整備	1	岩見沢北村（いわみざわきたむら）

平成２８年度農林水産予算の重点事項
（農村振興局関係）

農村振興局予算総額　５，３５８億円
（５，１９０億円）
（※）各事項の下段（ ）内は、平成27年度当初予算額

１　強い農林水産業のための基盤づくり

（１）農林水産業の基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

【補正予算】

①　農業農村整備事業＜公共＞　２，９６２億円（２，７５３億円）　９９０億円
うちＴＰＰ対策９４０億円

・　農地の大区画化、老朽化した施設の改修等の遅れがみられる中、農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進

②　農地耕作条件改善事業　１２３億円（１００億円）

・　農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援

③　農山漁村地域整備交付金＜公共＞　１，０６７億円（１，０６７億円）

・　地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援

（２）農林水産関係施設整備

【補正予算】

○　特殊自然災害対策施設緊急整備事業　２億円（１億円）　２億円

・　火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援

２　担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

（１）農地中間管理機構による農地集積・集約化

【補正予算】

①　農地の大区画化等の推進＜公共＞　（農業農村整備事業で実施）　９１３億円（１，０８９億円）　ＴＰＰ対策　３７０億円

・　農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を促進

② 農地耕作条件改善事業（再掲）　１２３億円
（１００億円）

③ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金　２億円
（３億円）

・ 荒廃農地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組を支援

（２）多様な担い手の育成・確保

【補正予算】
○ 中山間地域等担い手収益力向上支援事業[ＴＰＰ対策]　１０億円

・ 中山間地域等における担い手の収益力向上を支援

３ 畜産・酪農の競争力の強化

（１）畜産・酪農の収益性向上

【補正予算】
○ 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進＜公共＞［ＴＰＰ対策］　(農業農村整備事業で実施)
１６４億円

・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等を支援

（２）自給飼料の生産拡大

○ 草地関連基盤整備＜公共＞　(農業農村整備事業で実施)
４８億円
（６２億円）

・ 離農農家の草地の円滑な継承を図るため、草地改良と併せて行う施設用地確保のための離農施設の撤去を支援するとともに、牧柵の除去等の簡易な基盤整備等を推進

４ 輸出の促進と日本食・食文化の魅力発信

（１）食と農を活用したインバウンドの推進

【補正予算】
○ 農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業［ＴＰＰ対策］　４億円

・ 広域観光周遊ルートに位置付けられた農山漁村地域における訪日外国人旅行客の受入体制の整備を支援

５ 人口減少社会における農山漁村の活性化

（１）日本型直接支払の実施

① 多面的機能支払交付金　４８３億円
（４８３億円）

・ 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

② 中山間地域等直接支払交付金　　２６３億円
（２９０億円）

・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

（２）都市と農山漁村の共生・対流等

① 農山漁村振興交付金【新規】　　８０億円
（－）
うち山村活性化支援交付金含む

・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進や地域の活性化、薪炭・山菜など地域資源の活用等による山村の活性化、定住・地域間交流を促進するための施設等の整備を支援

② 都市農業機能発揮対策事業　　２億円
（２億円）

・ 都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度の検討を実施するほか、都市農業の意義の周知、災害時の避難地としての農地の活用、福祉農園の開設を支援

（３）再生可能エネルギーの導入促進

○ 農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策　　６億円
（１０億円）
※農村振興局分
５億円
（８億円）

・ 再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組や農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計等を支援

（４）鳥獣被害防止対策の推進

【補正予算】

① 鳥獣被害防止総合対策交付金　　９５億円　　１２億円
（９５億円）

・ 鳥獣被害対策実施隊の増設・捕獲活動の実施、侵入防止柵の設置、捕獲技術高度化施設や処理加工施設の整備、ジビエ活用の推進等を支援

【補正予算】

② シカによる森林被害緊急対策事業　　２億円　　１億円
（２億円）　（シカ被害対策緊急捕獲等事業）

・ シカによる森林被害が深刻な地域において、国と自治体の広域的な連携の下、シカの計画的な捕獲・防除等を緊急的に支援

※ この他、諫早湾干拓開門対策経費として、６２億円を計上

農地耕作条件改善事業
【１２，２７４（１０，０００）百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

＜背景／課題＞

・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進**するとともに、**高収益作物への転換を推進すること**が**重要**です。
・このため、多様な**ニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める**とともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、**計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援することが必要**です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進

＜主な内容＞

１．地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

○定額助成：区画拡大、暗渠排水、**水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援**　等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を２割加算

○定率助成：土層改良、**農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援**　等

２．高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「１．地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

○**定額助成**：**プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催　等**

○**定率助成**：**実証展示ほ場の設置・運営、導入１年目の種子・肥料等への支援　等**

※　事業の特徴

（１）事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、**本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域**

（２）事業実施年度に入ってからの採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能

（３）**必要なハードとソフトを組み合わせて、最大５年（ハードは最大３年）、総事業費は10億円未満を支援**

（４）**農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施**

補助率：定額、１／２等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、**農業法人等**

［お問い合わせ先：農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－２２０８）］

農地耕作条件改善事業（拡充）

○　我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。

○　このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1．事業内容

《地域内農地集積型》最大５年（ハードは最大３年）

○定額助成

- 区画拡大：10万円/10a
- 暗渠排水：15万円/10a
- 用水路の更新整備：10万円/10m
- １地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援（調査・調整、先進的省力化技術導入支援等）　等

畦畔除去

暗渠排水

○定率助成

- 農業用用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- 営農飲雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- 地形図作成等の条件改善促進支援

先進的省力化技術導入

自動給水栓

カバープランツ・小段

土層改良

《高収益作物転換型》①②③で最大５年（ハードは最大３年）

①　高収益作物転換プラン作成支援（最大２年）

○定額助成（＊）

- プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査　等

現場での講習・研修会

②　農地耕作条件改善（最大５年（ハードは最大３年））

《地域内農地集積型》と同様

③　高収益作物導入支援（最大５年）

○定額助成（＊）

- 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催　等

○定率助成

- 実証展示ほ場の設置・運営、導入１年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース　等

高収益作物の導入（タマネギの収穫）

検討会の様子

＊プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、１地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】
○農業者15者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
○ハード整備と併せ行うこと
○作付面積のうち１／４以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2．実施要件

○　農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
○　総事業費200万円以上　○　受益者数2者以上　○　農地中間管理機構との連携概要の策定

3．実施主体

・農地中間管理機構
・都道府県、市町村
・土地改良区、農業協同組合、農業法人等

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【２３１（２９１）百万円】

対策のポイント

荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

＜背景／課題＞

・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、**荒廃農地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、荒廃農地を再生

＜主な内容＞

１．荒廃農地を再生利用する活動への支援

荒廃農地の再生作業（雑草・雑木の除去等）、土壌改良、再生農地への作物の導入、加工品試作及び試験販売等の取組を支援します。併せて、中心経営体に集約化（面的集積）する場合は、再生作業（定額）の助成単価を２割加算します。

２．施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

３．附帯事業への支援

引受け手と受入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

※　東日本大震災復興特別会計で措置していた、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組については、本交付金により引き続き支援します。

補助率：定額（再生作業５万円／10a等）１／２以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

［お問い合わせ先：農村振興局地域振興課　（０３－６７４４－２０８１）］

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

１．事業概要　荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土壌改良、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。

２．実施主体　耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

【事業メニュー】

① 荒廃農地を再生利用する活動への支援
- ア 再生作業（雑草・雑木の除去、併せて行う土壌改良等）【５万円/10a※】
  - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合【６万円/10a】
  - ※ 重機を用いて行う等の場合【１／２以内、沖縄県にあっては２／３以内、併せて行う土壌改良は2.5万円/10a】
- イ 土壌改良（肥料、有機質資材の投入等、２年目に必要な場合）【2.5万円/10a】
- ウ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
- エ 経営展開（加工・販売の試行、実証ほ場の設置・運営等）【定額】

② 施設等の整備への支援
- 基盤整備（農業用用排水施設、農道の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備【１／２以内、沖縄県にあっては２／３以内】
- 小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 附帯事業への支援【定額】
- 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
- 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

※　東日本大震災復興特別会計で措置していた、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組については、本交付金により引き続き支援。

【交付金の流れ】

国（農政局等） → 都道府県協議会 → 地域協議会 → 取組主体（・農業者 ・団体（農地中間管理機構、農業者等の組織する団体）等）

日本型直接支払

【７６，９６０（７９，８５９）百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

＜背景／課題＞

- **農業・農村は、**国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の**多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受**しています。
- しかしながら、近年、**農村地域の高齢化、人口減少等により、**地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障**が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、**担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念**される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援**を行い、**多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく**必要があります。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

＜主な内容＞

１．多面的機能支払交付金　　４８，２５１（４８，２５１）百万円

（１）農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など**地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化**等、**多面的機能を支える共同活動を支援**します。

補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体

（２）資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む**水路、農道等の軽微な補修**や**植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援**します。

補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等
都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体

２．中山間地域等直接支払交付金　　２６，３００（２９，０００）百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて**農業生産活動を維持するための活動を支援**します。

第４期対策（平成27年度～31年度）では、**新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化**します。

（補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等）

３．環境保全型農業直接支払交付金　　２，４１０（２，６０９）百万円

農業者の組織する団体等が実施する**化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援**します。

（補助率：定額（緑肥の作付：8,000円/10a等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等）

（お問い合わせ先：
１の事業　農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－２４４７）
２の事業　農村振興局地域振興課　（０３－３５０１－８３５９）
３の事業　生産局農業環境対策課　（０３－６７４４－０４９９）

日本型直接支払の概要

【平成28年度予算概算決定額　７６，９６０（７９，８５９）百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

○　農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

○　また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。

○　このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制　度　の　全　体　像

多面的機能支払　４８，２５１（４８，２５１）百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象
- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成　　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象
- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- 施設の長寿命化のための活動　　等

水路のひび割れ補修

植栽活動

中山間地域等直接支払　２６，３００（２９，０００）百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援

中山間地域
（山口県長門市）

環境保全型農業直接支払　２，４１０（２，６０９）百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

緑肥の作付け

多面的機能支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額　４８，２５１（４８，２５１）百万円】

多面的機能支払交付金
４６，７５１（４５，２９９）百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○　農地維持支払

【対象者】
農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】
・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

ため池の草刈り

農道の路面維持

○　資源向上支払

【対象者】
農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】
・　地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
・　施設の長寿命化のための活動

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

植栽活動

ため池の外来種駆除

◎　単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※１ 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※２，３ 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※１ 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※２，３ 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※４	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

［農地・水保全管理支払の５年以上継続地区等は、②に75%単価を適用］

※１：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※２：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新
※３：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用
※４：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】　１，５００（２，９５２）百万円
都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額　２６，３００（２９，０００）百万円】

中山間地域等直接支払交付金
２６，０００（２８，４７５）百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

【対象地域】
地域振興８法等指定地域及び知事が定める特認地域
（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法、東日本大震災復興特別区域法）

【対象者】
集落協定又は個別協定に基づき５年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

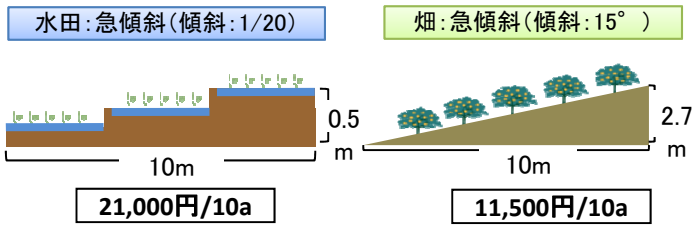

○　集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
○　交付金の配分方法は集落内の話合いで決定

【集落協定に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

◎　高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

【集落連携・機能維持加算】

①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援
複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

［単価］

地目にかかわらず
3,000円/10a

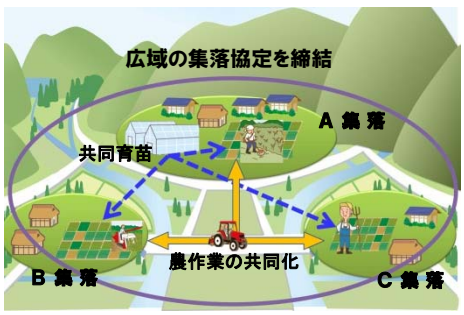

②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援
協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

［単価］

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保全管理加算】

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援

［単価］

田・畑
6,000円/10a

石積みのある超急傾斜地

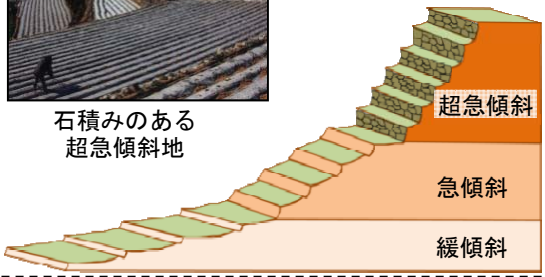

【中山間地域等直接支払推進交付金】　３００（５２５）百万円
都道府県、市町村等による事業の推進を支援

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額　２，４１０（２，６０９）百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
２，３１０（２，４７０）百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【 対象者 】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【 支援対象活動 】

化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け

堆肥の施用

５割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

様々な生物を地域で育み生物多様性保全に貢献

※　上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【 支援単価 】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

全国共通取組	
対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 （うちそば等雑穀・飼料作物）	8,000円/10a （3,000円/10a）

地域特認取組の例	
対象取組	交付単価
IPM※1を実践する取組	4,000円/10a ～8,000円/10a※2
冬期湛水管理※3	8,000円/10a

※1：IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2：対象作物や交付単価は道県により異なる

※3：冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※　農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】　100（139）百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

農山漁村振興交付金

【８，０００（－）百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

＜背景／課題＞

・**農山漁村**においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や**地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷**する一方、**都市住民**においては、**付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大**するとともに、**地域の絆を重視**する傾向が生じています。

・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した**都市と農村との共生・対流等を推進する取組や地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援**し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,300万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

＜主な内容＞

１．都市農村共生・対流及び地域活性化対策　　１，９１５百万円

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の**活動計画づくりや手づくり活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援**します。

２．山村活性化対策　　７５０百万円

特色のある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、**薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援**します。

３．農山漁村活性化整備対策　　５，３３５百万円

市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に向けて、**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

※重点対策として、子ども農山漁村交流、「農」と福祉の連携、農観連携等を実施。

（補助率：定額、１／２以内等
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）

お問い合わせ先：
都市農村共生・対流に関すること
農村振興局都市農村交流課　（０３－３５０２－５９４６）
地域活性化に関すること
農村振興局農村計画課　（０３－６７４４－２２０３）
山村活性化に関すること
農村振興局地域振興課　（０３－６７４４－２４９８）
農山漁村活性化整備対策に関すること
農村振興局地域整備課　（０３－３５０１－０８１４）

農山漁村振興交付金

【平成28年度予算概算決定額：8,000 （－）百万円】

○ 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
○ このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

農山漁村振興交付金

都市農村共生・対流及び地域活性化対策

○ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくりや手づくり活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援

○実施主体：地域協議会（市町村が参画）
○実施期間：
　都市農村共生・対流支援対策：上限2年
　地域活性化対策　　：上限5年
　人材活用対策　　：上限3年
○補助率：定額
　都市農村共生・対流支援対策：上限800万円
　及び地域活性化対策
　人材活用対策　　：上限250万円

活動計画づくり

子どもたちの農業体験

外国人の農村体験

高齢者生きがい農園

山村活性化対策

○ 特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

○実施主体：市町村等
○実施期間：上限３年
○補助率　：定額（１地区当たり上限１，000万円）

地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

○ 市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援

生産施設等

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、育苗施設　等

味噌加工施設

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設　等

定住希望者の一時滞在施設

地域間交流拠点施設

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設　等

農産物直売施設

○実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
○実施期間：上限５年
○補助率　：１／２以内等

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト
（総務省、文部科学省と連携）

子どもの農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進

「農」と福祉の連携プロジェクト
（厚生労働省と連携）

高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進

農観連携プロジェクト
（観光庁と連携）

グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進

空き家・廃校活用交流プロジェクト
（総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省と連携）

空き家・廃校等を活用した定住希望者の受け皿や集落拠点施設等の整備を支援

※その他、地方創生や重点「道の駅」等の取組と連携

山村活性化支援交付金

【７５０（７５０）百万円】

対策のポイント

山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

＜背景／課題＞

・山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、**人材や労働力が不足**し、**地域社会の活力が低下**しています。
・一方、**山村は**、国土の保全、水源のかん養など、**森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割**を担う重要な地域です。また、**特色ある農林水産物**や、固有の自然・景観、伝統文化等の**多くの地域資源が存在**しています。こうした資源に恵まれた山村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっていますが、地域資源は十分に活用されていません。
・このため、地域資源の活用等を通じた**所得・雇用の増大による山村の活性化が必要**となっています。

政策目標

地域資源を活用して山村の活性化に取り組んだ地域の８割において、所得・雇用の目標を達成（平成32年度）

＜主な内容＞

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、薪炭・山菜等の**地域資源等の潜在力を再評価**し、それらを**地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援**します。

補助率：定額（１地区当たり上限1,000万円）
事業実施主体：市町村等

［お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（０３－６７４４－２４９８）］

山村活性化支援交付金

平成28年度予算概算決定額【７５０（７５０）百万円】

山村の役割と現状

○　山村は、全国の林野面積の6割、農地面積の2割を占め、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮について大きな役割を担う重要な地域。

○　しかしながら山村では、人口減少や高齢化が著しく、地域社会の活力が低下。

対策のポイント

○　山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在。近年、都市住民を中心にゆとり、やすらぎの場としても評価が高まっているところ。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要。

○　このため、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための取組を支援。

対策の内容

○　地域資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化を支援

（1）地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

（資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査　等）

現地調査

（2）地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

（住民意向調査、体制づくりのため地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり
技術研修会等の開催　等）

合意形成・計画づくり

（3）特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

（マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討　等）

地域産品の加工及び商品化

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

○ **補助率**：定額（1地区当たり上限1，000万円）
○ **事業実施主体**：市町村等
○ **実施期間**：上限3年
○ **対象地域**：山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

山村の活性化
農林水産業やそれを担う地域の振興

鳥獣被害防止対策の推進

【９，６５９（９，６５０）百万円】
（平成27年度補正予算　１，３００百万円）

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

＜背景／課題＞

- 野生鳥獣の**増加・拡大**のため、**農作物被害金額は年間約200億円**となっています。
- 野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、**シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成**に向け、**地域の実情に応じた対策が不可欠**となっています。
- このため、**鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する**必要があります。
- さらに、増加する捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、**ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進**することが重要です。

政策目標

○野生鳥獣を約50万頭捕獲※（平成28年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
○野生鳥獣の食肉等への利用率を向上
（約14%（平成26年度）→30%（平成30年度）（捕獲個体のうち、利用される頭数の割合））

※　平成24年度397万頭（シカ、イノシシ生息数推計）を平成35年度までに210万頭とするための平成28年度の捕獲目標

＜主な内容＞

１．鳥獣被害防止総合対策交付金　　９，５００（９，５００）百万円
（平成27年度補正予算　１，２００百万円）

市町村が作成した**「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援**します。具体的には、

- **侵入防止柵※、処理加工施設、捕獲技術高度化施設**等の**整備**
  ※　電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 捕獲機材の導入、追い払い等の**地域ぐるみの被害防止活動**
- **捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ＩＣＴ等を用いた実証**
- **捕獲活動の取組**
- **地域の指導者**や被害対策の中核となる**コーディネーターの育成**等の取組

等へ支援するとともに、

新たに、**ジビエの流通量確保**と**全国的な需要拡大**のため、**捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動**や**情報共有体制の構築**等の取組を支援します。

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の１／２以内等）
事業実施主体：地域協議会、民間団体等

２．シカによる森林被害緊急対策事業　　１５９（１５０）百万円
（平成27年度補正予算　１００百万円）

シカによる森林被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う**広域かつ計画的な捕獲や効果的な防除、実施結果の検証等**をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、**監視体制の強化**を図ります。

補助率：定額
事業実施主体：国、都道府県等

＜各省との連携＞

○　環境省　　・指定管理鳥獣捕獲等事業により、鳥獣の保護及び管理に係る人材育成、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲等の取組を支援
○　内閣府　　・新型交付金（地方創生推進交付金）により、地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

お問い合わせ先：
１の事業　農村振興局農村環境課鳥獣対策室（０３－３５９１－４９５８）
２の事業　林野庁研究指導課森林保護対策室（０３－３５０２－１０６３）

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成28年度予算概算決定額：9,500（9,500）百万円】
【平成27年度補正予算：1,200百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用の取組等を支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設
※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
○鳥獣の食肉（ジビエ）等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設（射撃場）

【事業実施主体】
地域協議会、地域協議会の構成員
【交付率】
都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の１／２以内等）
（※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2／3以内。その他、条件により、一部定額支援あり）

侵入防止柵

処理加工施設

捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動
（※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援（市町村当たり200万円以内等））
○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証
（※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援）
○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組
（※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援）
○捕獲活動経費の直接支援
（※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援）
○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修
（※定額支援）
○ ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組（新規）
（※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援）

【事業実施主体】
地域協議会、民間団体　等
【交付率】
都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の１／２以内等）
（※条件により、一部定額支援あり）

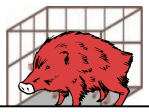
捕獲機材の導入

実施隊への研修

ジビエ活用の推進

シカによる森林被害緊急対策事業

【平成28年度予算概算決定額：159（150）百万円】
【平成27年度補正予算：100百万円】

シカ被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域的な捕獲や防除等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図ります。

（1）緊急捕獲等の実践

【事業内容】
シカ被害の深刻な地域において、市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が計画を策定し、地域の連携により囲いわな等による捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施。

囲いわなによる捕獲

（2）捕獲強化のための行動把握

【事業内容】
シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図るため、GPS首輪による行動追跡調査、自動撮影カメラによるシカの出没状況の調査等を実施。

GPS首輪を用いた行動追跡調査

【事業実施主体】国、都道府県等
【補助率】定額

都市農業機能発揮対策事業

【１９１（１９１）百万円】

対策のポイント

都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた調査・検討等を進めるとともに、都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進します。

＜背景／課題＞

- **都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた取組**が求められています。
- こうした中、平成27年４月に制定された**都市農業振興基本法においても、都市農業の振興に必要な措置**を講じるよう定められております。
- このため、**関係省庁と連携して、都市農業に関する制度の調査・検討や、都市農業の意義の啓発、新たな取組である福祉農園の拡大・定着等**を進めるとともに、東日本大震災を契機として、実践的な機能の強化が求められている**防災協力農地**（災害時に避難地等となる農地）**の具体化と横展開**を進めていく必要があります。

政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大
（意識意向調査による肯定的評価の割合（52%（平成23年度）→ 70%（平成32年度））

＜主な内容＞

１．都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

（委託費
委託先：地方公共団体等）

２．都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

３．防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

（補助率：定額
事業実施主体：市町村、ＪＡ、ＮＰＯ法人等）

４．福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、制度検討から得られた知見を生かしつつ、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進します。

（補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：ＮＰＯ法人、社会福祉法人、民間団体等）

［お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課　（０３－３５０２－００３３）］

都市農業機能発揮対策事業

【平成28年度予算概算決定額　１９１（１９１）百万円】

都市農業振興基本法（平成27年４月制定）

〈目的〉
都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資する

〈基本理念〉
・都市農業の多様な機能の発揮

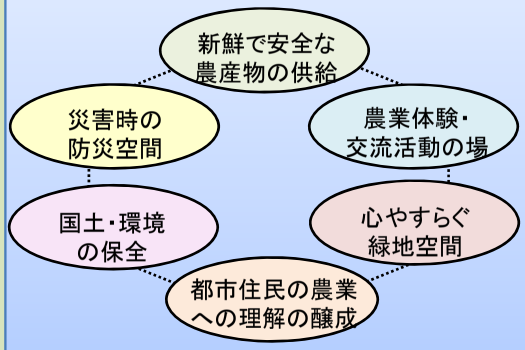

・良好な市街地形成における農との共存

・国民の理解の下での施策の推進

〈基本的施策〉
・農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
・防災等の機能の発揮
・的確な土地利用計画策定等のための施策
・税制上の措置
・地産地消の促進
・農作業体験の環境の整備（市民農園、福祉農園等）
・学校教育での活用
・国民の理解と関心の増進
・都市住民による知識・技術の習得の促進
・調査研究の推進

都市農業振興基本法の基本理念の具体化を推進

都市農業についての制度検討

国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。

（委託費）
（委託先：地方公共団体等）

現地における実証調査と検討

都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

（補助率：定額）（事業実施主体：民間団体等）

住民を対象とした啓発事業

防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

（補助率：定額）（事業実施主体：市町村、ＪＡ、ＮＰＯ法人等）

都市農地にあるハウスを活用した炊き出し訓練

福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

○福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成を支援。
（補助率：ハード・１／２以内 ＋ ソフト・定額）
○福祉農園の全国への拡大・定着を推進。　（補助率：定額）
（事業実施主体：ＮＰＯ法人、社会福祉法人、民間団体等）

介護福祉施設での農園整備

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

【４８０（８３０）百万円】

対策のポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を推進します。

＜背景／課題＞

・農業水利施設は、食糧供給の基盤であるのみならず、地域排水等に寄与していますが、**電気料金の値上げや施設の老朽化等による維持管理費の増大により、施設の適正な管理が困難**となっています。
・一方、用水路の落差等を活用した**小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減が可能**となります。
・このため、**土地改良長期計画**では、「**農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する**」こととし、適地選定をはじめとする調査設計への支援に取り組み、この目標を達成しました。
・発電施設の導入には、これまでの成果を踏まえ施設の概略設計等を実施するとともに、発電施設を管理する土地改良区等の技術力向上が必要となっています。
・また、**農業集落排水施設の老朽化や維持管理費の増加**に対応するため、**省エネルギー機器等の活用による更新整備技術の確立**が必要です。
・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、その**メリットが地域に還元**され、**地域活性化に寄与**することが期待されます。

政策目標

小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた施設設計等を年間約100地域で実施（平成28年度）

＜主な内容＞

１．**小水力発電等の調査設計等への支援**　　１７０（４７３）百万円

小水力発電施設等の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援します。

（補助率：定額、１／２以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等）

２．**土地改良区等技術力向上支援**　　１８０（２２０）百万円

小水力発電施設等の導入に係る**土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等の取組を支援**します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

３．**省エネ型集落排水施設実証への支援**　　１３０（１３８）百万円

農業集落排水施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するため、**省エネルギー機器等の活用による更新整備技術の実証の取組を支援**します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

［お問い合わせ先：農村振興局地域整備課　（０３－６７４４－２２０９）］

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業　【平成28年度予算概算決定額：480(830)百万円】

ポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を促進します。

背景／課題

1．　農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増大傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。
2．　農業集落排水施設の老朽化や電気料金等維持管理費の増嵩が課題となっています。

◆小水力発電等導入と省エネルギー化推進のためのソフト支援

小水力発電等の調査設計等への支援　【170(473)百万円】

■補助率：定額（基本設計は１／２以内）
■事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

・小水力発電施設等の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援します。

頭首工

農業用用水路

土地改良区等技術力向上支援　【180(220)百万円】

■補助率：定額
■事業実施主体：協議会等

①土地改良区等の技術力向上のための研修
・発電施設導入・運営の主体となる土地改良区等の技術力向上のための調査設計、施設整備、運営管理等に関する研修会の取組を支援します。

②専門技術者派遣による現地指導
・専門家派遣による発電施設の整備・運営管理等の現地指導の取組を支援します。

研修会の開催

現地指導の実施

省エネ型集落排水施設実証への支援　【130(138)百万円】

■補助率：定額
■事業実施主体：民間団体

・今後増加する農業集落排水施設の更新整備のための省エネルギー機器等を活用した施設の更新整備技術の確立に向けた実証の取組を支援します。

汚水処理施設

高効率エアレーション装置

高効率汚水撹拌装置

汚泥濃縮装置

目　標

小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた施設設計等を年間約100地域で実施。（平成28年度）

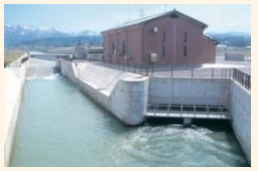
農業水利施設を活用した小水力発電

全国の農業集落排水施設に省エネルギー技術の普及を図る。

美しい農村再生支援事業

【９６（３００）百万円】

対策のポイント

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

＜背景／課題＞

・地域に受け継がれてきた棚田、疏水等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法など、**農村の総合的な価値を構成**していますが、現代においてはその**価値が希少化するとともに、保全・継承が困難化**しています。

・**農村の景観、伝統等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生**するとともに、**美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要**があります。

政策目標

平成29年度までに50地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施（平成26年度～29年度）

＜主な内容＞

日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）が認定した世界農業遺産（ＧＩＡＨＳ）に該当する地域を対象に以下の支援を行います。

１．農村の価値の向上・継承　　６６（２６０）百万円

農村の有する景観や伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制づくりや、地域産品のブランド化等の地域活性化の取組の立上げを支援します。

（補助率：定額（１計画当たり上限600万円等）
事業実施主体：市町村等）

２．残したい農村資源の保全・復元　　３０（４０）百万円

体制づくりや取組の立上げ等の上記１の活動に併せて必要となる棚田や疏水等の農村資源の整備を支援します。

（補助率：１／２等（１計画当たり上限1,700万円）
事業実施主体：市町村等）

［お問い合わせ先：農村振興局地域振興課　（０３－３５０１－８３５９）］

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【１５０（１００）百万円】

（平成27年度補正予算　２００百万円）

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

＜背景／課題＞

・我が国は国内に110の活火山を有する**世界有数の火山国**です。
・近年、桜島や阿蘇山などの**活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加**しています。
・このため、火山の噴火に伴う農作物への降灰等による被害を防除・最小化するために**必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施**し、**災害に強い農村づくりを推進**します。

政策目標

降灰等による農作物への被害が発生するおそれのある農地の減少

＜主な内容＞

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、**降灰等による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備**やそれと関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：１／２以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

［お問い合わせ先：農村振興局防災課　（０３－３５０２－６４３０）］

「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣　旨

○　火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響。

○　このため、**火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域**において、農作物への**降灰等による被害を防除・最小化するために必要な施設整備等**を実施し、**災害に強い農村づくりを推進**。

事　業　内　容

①　降灰等による被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
②　関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備

降灰等による被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】

整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設など関連整備等を一体的に実施。

事　業　の　対　象

○　活動火山対策特別措置法に基づき**都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域**における、**市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等**

補　助　率　等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、**事業費の１／２以内**を補助

農林水産省

⇩

計画主体
（都道府県）

⇩

事業実施主体

農家負担金軽減支援対策事業

【４，６６０（６，２５４）百万円】

対策のポイント

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農地の利用集積等を促進します。

＜背景／課題＞

・農産物価格の低迷、農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、事業の円滑な推進の支障となっています。
・このため、地域の中心となる経営体への農地集積等に取り組む地域に対し農家負担金の軽減対策を実施し、事業の円滑な推進を図ります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進

＜主な内容＞

土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るため、以下の事業等を実施します。

１．水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

地域の中心となる経営体に一定以上の農地の利用集積が達成できると見込まれる地域に対して、農家負担金の無利子貸付を行います（**認定期間を平成32年度まで延長するとともに、採択要件の担い手農地利用集積率の目標値を50%以上に見直し、担い手要件に人・農地プランの中心経営体を追加**）。

２．災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

土地改良区等に対して、災害により被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る償還金の利子相当額を助成します（**実施期間を平成32年度まで延長**）。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

［お問い合わせ先：農村振興局農地資源課　（０３－３５０２－６２７７）］

農家負担金軽減支援対策事業（拡充）

○ 担い手への農地利用集積を要件として土地改良区等の事業負担金に対して無利子貸付を行う「水田・畑作経営所得安定対策等支援事業」について、採択要件を見直すとともに実施期間を延長する。
○ 採択要件については、農地利用集積要件の見直し及び地域の多様な担い手を確保する観点から担い手要件の追加を行う。
○ 災害被災地域に対して利子助成を行う「災害被災地域土地改良負担金償還助成事業」について、実施期間を延長する。

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

○事業内容

担い手への農地利用集積率が増加することが見込まれる地区に対し、
土地改良事業等の農家負担額の6分の5に相当する額まで無利子資金の貸付を行う。

拡充内容

○採択要件

1. 担い手農地利用集積率

（現　行）

事業採択時	目　標
20%未満	30%以上
20～50%未満	10ポイント以上増加
50～55%未満	60%以上
55～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95%以上	シェア引き上げ

⇒

（拡　充）

事業採択時	目　標
40%未満	50%以上
40～50%未満	10ポイント以上増加
50～55%未満	60%以上
55～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95%以上	シェア引き上げ
100%	100%を維持

2. 担い手要件

認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者 ⇒ 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体

○実施期間

認定期間

（現　行）　平成19～27年度 ⇒ （拡　充）　平成19～32年度

※経営安定対策基盤整備緊急支援事業の認定期間は平成27年度までとする。

災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

○事業内容

災害により被災した農用地または土地改良施設等の受益地にかかる償還金の利子相当額の助成を行う。

拡充内容

○実施期間

（現　行）　平成19～27年度 ⇒ （拡　充）　平成19～32年度

流通加工連携農業農村開発調査事業

【４５（０）百万円】

対策のポイント

開発途上国において、農村部の所得向上と本邦技術を活用したフードバリューチェーン構築のため、総合的な農業農村開発の計画を策定します。

＜背景／課題＞

・これまで、開発途上国に対する農業農村開発に係る協力は、農産物の生産量増大や生産性向上といったフードバリューチェーン（FVC）の上流部である生産部門に重点を置いて実施してきました。
・今後は、大消費地のニーズといった市場を考慮し、**生産部門に流通・加工部門も組み合わせた農業農村開発を行うことにより、農業者の更なる所得向上を図る必要**があります。
・例えば、国や地域をまたぐ物流円滑化に向けて、アフリカやアジアにおいて、複数の経済回廊（道路網）の整備が進められていることから、都市部の経済発展を農村部に取り込むため、大消費地のニーズに合わせた農産物生産・作物転換のための灌漑・農地整備や、農産物の流通・加工施設・直販所の整備等総合的な農業農村開発を行うことにより、開発途上国の**農業農村の振興を通じた経済発展・所得向上**や、**官民連携によるFVCの構築を通じた食料安全保障の確保と我が国民間企業の海外進出が期待**されます。

政策目標

本事業実施後５年間に採択される農業農村開発分野のプロジェクトについて、本事業の成果が活用される。（毎年１件以上）

＜主な内容＞

流通加工連携農業農村開発調査

（１）フードバリューチェーンの構築状況に係る情報収集

アフリカ・アジア地域において、灌漑・農地の整備状況、農産物の集出荷施設・加工施設・地産地消を推進するための地元農家の直販所、国や地域をまたぐ回廊の整備による流通網の整備など、FVCの構築に係る資金協力や民間企業の投資状況、水資源や気候変動の影響等の生産条件に係る**情報収集**を行います。

（２）総合的な農業農村開発の計画の策定

収集した情報を基に対象地域を選定し、生産部門と流通・加工部門を組み合わせた総合的な農業農村開発に係る課題の整理、開発計画策定に係る方向性の検討を行った上で、FVC構築のためのハード・ソフトを組み合わせた、対象地域の**総合的な農業農村開発の計画を策定**します。計画の策定に当たっては、**我が国民間企業の海外進出を図るため、我が国の優れたインフラ整備等に係る技術の活用について検討**を行います。

委託費
委託先：民間団体等

［お問い合わせ先：農村振興局設計課　（０３－３５９５－６３３９）］

流通加工連携農業農村開発調査事業[新規]（農林水産省農村振興局設計課）

背景・現状

生産部門中心の協力

○これまでアフリカ・アジア地域において、灌漑など生産部門中心の開発協力を実施。

→大消費地のニーズを踏まえ、生産部門に流通・加工部門を組み合わせた開発協力が必要。

回廊整備を契機とした農業農村開発に遅れ

○アフリカ・アジアの経済回廊（道路網）の開発の進展。

→都市部の経済発展を取り込んだ農業・農村開発が必要。

事業内容

○アフリカ・アジア地域において、灌漑・農地の整備状況、農産物の集出荷施設・加工施設・地産地消を推進するための地元農家の直販所、国や地域をまたぐ回廊の整備による流通網の整備など、フードバリューチェーン（FVC）の構築に係る資金協力や民間企業の投資状況、水資源や気候変動の影響等の生産条件に係る情報収集を行う。

○収集した情報を基に対象地域を選定し、生産部門と流通・加工部門を組み合わせた総合的な農業農村開発に係る課題の整理、開発計画策定に係る方向性の検討を行った上で、FVC構築のためのハード・ソフトを組み合わせた、総合的な農業農村開発の計画を策定する。

○農業農村開発の計画策定に当たり、我が国民間企業の海外進出を図るため、我が国の優れたインフラ整備等に係る技術の活用を盛り込む。

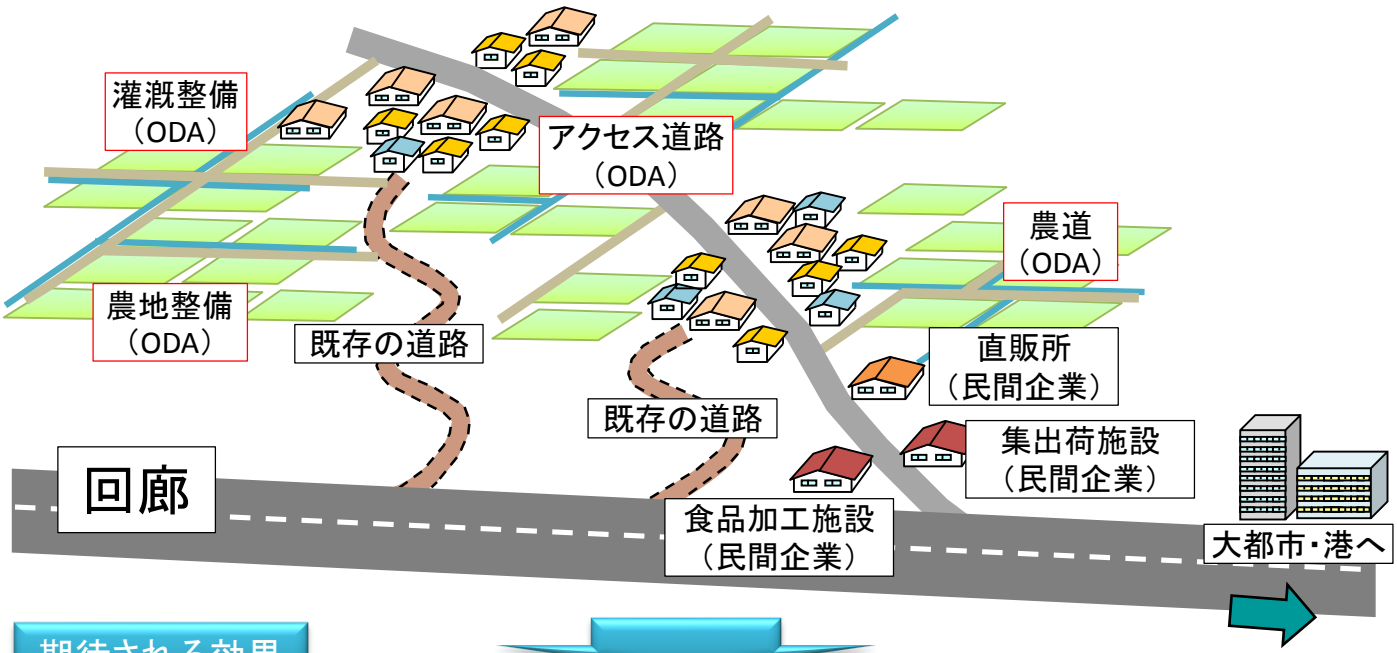

期待される効果

○開発途上国の農業農村の振興を通じた経済発展・所得向上
○官民連携によるFVCの構築を通じた食料安全保障の確保と我が国民間企業の海外進出

有明海再生対策

【１，７９５（１，８０２）百万円】

対策のポイント

有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸４県が協調した、海域環境等の調査、魚介類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

＜背景／課題＞

・有明海等については、依然として、赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど**環境改善が十分進んでおらず、海域の環境の悪化が危惧**されています。
・また、**アサリやタイラギなどの水産有用二枚貝類**の有数の産地でありましたが、近年は**環境の変化等に伴い生産が低迷**しています。
・有明海等の再生に向け、**関係漁業者などの意見も聞きながら、有明海沿岸４県が協調して、有明海等の海域特性に応じた取組の充実**を図る必要があります。

政策目標

有明海の再生

＜主な内容＞

１．海域環境等の調査

（１）有明海特産魚介類生息環境調査委託事業　　６００（６００）百万円

有明海の再生に向けた**有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査**を実施するとともに、**有明海沿岸４県が協調して産卵場や成育場のネットワーク等に配慮した海域環境の改善を推進するための調査**を実施します。

（委託費
委託先：地方公共団体）

（２）国営干拓環境対策調査＜公共＞　　３２８（３２８）百万円

有明海の環境変化の要因解明に向けて、**水質や底質及び生態系の変化等に関する調査**を実施するとともに、**環境保全対策などの対応を検討**します。

（国庫負担率：10／10
事業実施主体：国）

２．魚介類の増養殖対策

（１）有明海漁業振興技術開発事業　　４００（４００）百万円

有明海の再生に向けた、**有明海沿岸４県が協調して行う有明海特産魚介類の増養殖技術の開発**を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体）

（２）二枚貝の養殖等を併用した高品質なノリ養殖技術の開発事業　　３０（３０）百万円

珪藻赤潮によるノリ色落ち対策として、ノリと栄養塩を競合する植物プランクトンを消費しつつ、栄養塩を添加（排出）する**二枚貝養殖等を組み合わせた新たなノリ養殖技術を開発**します。

（委託費
委託先：民間団体等）

３．漁場改善対策

（１）各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業

３２５（３３２）百万円

有明海の漁場生産力の向上を図るため、**漁業者等が自ら行うことが可能な泥土の除去、ホトトギス貝の発生・分布状況の把握・駆除及び貧酸素水塊解消の技術開発・実証**を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

（２）有明海水産基盤整備実証調査＜公共＞　１１２（１１２）百万円

タイラギ漁場再生のため、**凹凸覆砂畝型工実証**（おうとつふくさうねがたこう）を行うとともに、**成員への成長に必要な好適環境条件の解明、覆砂漁場の維持管理手法の開発等**を行います。

（国庫負担率：10／10
事業実施主体：国）

（関連対策）

水産基盤整備事業（水産環境整備事業）＜公共＞

１０，７４３（１０，８６２）百万円の内数

有明海等の海域特性に応じた漁場環境の改善を図るため、**関係県の連携による覆砂・海底耕耘等の漁場整備を推進**します。

（国庫負担率：１／２等
事業実施主体：地方公共団体等）

（お問い合わせ先：
１の事業　農村振興局農地資源課（０３－６７４４－１７０９）
２の事業　水産庁栽培養殖課（０３－３５０１－３８４８）
３（１）の事業　水産庁研究指導課（０３－３５９１－７４１０）
３（２）、関連対策の事業　水産庁計画課（０３－３５０２－８４９１）

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費

【６，１８９（６，１９１）百万円】

対策のポイント

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、関連訴訟に適切に対応しつつ、関係者間の接点を探るとともに、開門することになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置します。

＜背景／課題＞

・諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、平成22年12月の福岡高裁判決による**「開門義務」**と、平成25年11月の長崎地裁の仮処分決定による**「開門してはならない義務」**という**２つの相反する義務が存在**しています。
・このため、**関連訴訟に適切に対応**するとともに、問題の解決に向け、**関係者に対して話合いを呼びかけ、接点を探ることが不可欠**です。
・関連訴訟や関係者による話合いについて予断することはできませんが、**開門することになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置**する必要があります。

政策目標

関連訴訟に適切に対応しつつ、関係者間の接点を探るとともに、開門することになった場合にも対応できるようにする。

＜主な内容＞

１．対策工事

開門することとなった場合に防災・農業・漁業への影響が生じないよう、対策工事に要する予算を措置します。代替水源対策の海水淡水化施設等の整備については、国庫債務負担行為（平成28年度から２箇年で11,933百万円）を併せて措置します。

２．施設管理

開門することとなった場合の施設管理に要する予算を措置します。

３．環境調査

有明海、諫早湾等の水質、底質、生物・生態系等の調査を実施します。

（事業実施主体：国）

［お問い合わせ先：農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－１７０９）］

中山間地域等担い手収益力向上支援事業

【１，０００百万円】

対策のポイント

中山間地域等において、担い手の収益力の向上を図るため、経営の規模拡大や高収益作物の導入等の取組を支援します。

＜背景／課題＞

・「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に即し、**次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援し、我が国農業の体質強化**を図ることが重要です。

・このため、**中山間地域等において、その地域の特性に応じた担い手の収益力の向上を図るため、**農地中間管理機構等から新たに農地を借り受けて**経営の規模拡大等を図る担い手や、収益性の高い作物の導入を図る担い手等の取組を支援**します。

政策目標

今後３年間で、本事業に取り組む担い手の取組面積当たりの販売額を平均10%以上向上

＜主な内容＞

収益力向上を図る取組への支援

（１）新たに農地を借り受ける担い手の経営規模の拡大等を推進するため、土壌分析・土づくりや試験栽培等の取組を支援します。

（２）収益性の高い作物の導入を図る担い手の営農計画の転換や農産物のブランド化を推進するため、試験栽培や営農技術習得、専門家・アドバイザーの招聘や市場調査等の取組を支援します。

補助率：定額（５万円/10a 以内）
事業実施主体：市町村

［お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（０３－３５０２－６００５）］

中山間地域等担い手収益力向上支援事業

中山間地域等において、その地域の特性に応じた担い手の収益力の向上を図るため、農地中間管理機構等から新たに農地を借り受けて経営の規模拡大等を図る担い手や、収益性の高い作物の導入を図る担い手等の取組を支援

対象

地域の特性に応じて、収益力の向上を図る担い手
- 農地中間管理機構等から新たに農地を借り受ける担い手
- 収益性の高い作物の導入を図る担い手等

支援内容

市町村が認定する、地域の特性・資源に合った収益力向上を図る計画の実施

農地中間管理機構等

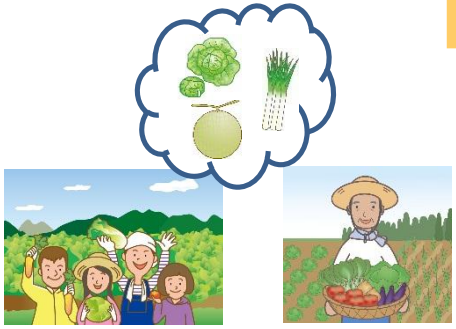

資源・特性の見極め

地域特性に応じた収益力向上方策を策定

収益力向上計画

［策定例］
- 農地の集積（経営規模の拡大）
- 高収益作物の導入（営農計画の転換）
- 作物等の高付加価値化（農産物のブランド化等）

取組内容
- ○専門家、アドバイザーの招聘
- ○市場調査
- ○土壌分析・土づくり
- ○試験栽培
- ○営農技術習得　　等

支援
5万円/10a 以内

交付ルート：国 ⇒ 都道府県 ⇒ 市町村（収益力向上計画の認定）

農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業

【４００百万円】

対策のポイント

訪日外国人による農林水産物の購入等の新たな需要を創出するための農山漁村における受入体制づくりを支援します。

＜背景／課題＞

・**平成26年の訪日外国人旅行者数は約1,341万人にまで急増**しています。また同年、日本を訪れた**外国人による旅行消費額は、２兆278億円**に達しています。

・地産地消による地域の収益力強化に加え、今後、更なる増加が見込まれる**訪日外国人旅行者を農山漁村に呼び込み**、訪日外国人による**農林水産物の購入等の増大を図るための受入体制を構築**し、**海外における日本の食関連事業の展開につながるといった好循環を形成していくことが重要**です。

政策目標

○改修等を行った施設の販売額を40%以上向上
○改修等を行った施設における外国人旅行者に対する販売額を10%以上向上

＜主な内容＞

１．訪日外国人の農林水産物購入を促進する環境構築

広域観光周遊ルート※上の農山漁村地域において、訪日外国人による農林水産物の購入促進等を図るため、**輸出戦略の策定や、販売施設におけるWi-Fi環境構築や多言語標示板の設置など、外国人が農林水産物を購入しやすい環境構築を支援**します。

※　広域観光周遊ルートは、訪日外国人旅行者の滞在日数に合わせた周遊ルートを形成することで、訪日外国人旅行者の周遊の促進による地域の活性化を図ることを目的とし、平成27年６月に国土交通大臣が７ルートを認定している。

（補助率：定額
事業実施主体：市町村、民間団体　等）

２．施設改修整備

広域観光周遊ルート上の農山漁村地域において、訪日外国人による農林水産物の購入促進等を図るため、**外国人の農林水産物購入促進のために必要な農産物直売所等の施設改修等を支援**します。

（補助率：１／２
事業実施主体：市町村）

［お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（０３－３５０２－５９４６）］

農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業

○訪日外国人の増加

・訪日外国人旅行者は平成26年には1,300万人に達するなど、年々増加。平成27年は1月～9月で1,448万人

・訪日外国人旅行消費額は平成26年には2兆278億円であり、訪日外国人旅行者の増加に伴い増加

・アジア太平洋地域における資金やビジネス関係者の往来が更に活発化

農村への
受入環境整備

○訪日外国人の農村への受入促進

・高品質な日本の農林水産物を本場で直接体験

地産地消から輸出促進へ

・地産地消による地域の収益力強化に加え、訪日外国人による農林水産物を購入し、お土産としての持ち帰り等の新たな需要を創出

・帰国後の旅行者による産品購入の増加や輸入ビジネスの創出も促進

※動植物検疫手続きの円滑化に向けた事業も活用して実施。

要　件

【対象地域】

○広域観光周遊ルート上の農山漁村地域（主要観光地からの移動時間が概ね１～２時間以内の地域を想定）

【対象要件】

○農山漁村への外国人受入戦略の策定

外国人受入戦略（イメージ）

- 事業実施体制（構成員）
- 目標設定（目標、成果の把握の方法）
- 外国人の満足度向上のための農業体験、郷土料理提供などのプラン
- プランに必要な施設
- ……
……　等

ソフト対策　（補助率：定額　）

訪日外国人の農林水産物購入を促進する環境構築

①輸出戦略策定、訪日外国人への販売体制づくり（専門家派遣）

②クレジット決済システム導入、Wi-Fi環境、多言語標示板の整備　等

ハード対策　（補助率：１／２）

農山漁村における外国人の農林水産物購入促進のために必要な施設整備を実施

・農産物直売所の整備

・農産物直売所に付帯し地域食材を提供するための施設の整備

農業農村整備事業（公共）

【２９６，２２６（２７５，２６５）百万円】
（平成27年度補正予算　５，０００百万円）

対策のポイント

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

＜背景／課題＞

- **農業競争力強化**を図るためには、担い手への**農地の集積・集約化**に向け、**農地中間管理機構**とも連携した**農地の大区画化・汎用化**や、**水管理の省力化**等を実現する**新たな農業水利システムの構築**等を推進する必要があります。
- **国土強靱化**を図るためには、**地震・豪雨等の自然災害の激甚化**や**基幹的な農業水利施設の老朽化への対策**を講ずる必要があります。

政策目標

○担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進
○国営造成施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率
（約２割（平成23年度）→約６割（平成28年度））
○基幹水利施設の機能診断済みの割合
（約４割（平成22年度）→約７割（平成28年度））
○決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した割合　（４割（平成26年度）→10割（平成32年度））

＜主な内容＞

１．農業競争力強化対策　　９１，２５１（１０８，９３２）百万円

大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。また、草地基盤整備を実施し、離農農家の草地の円滑な継承を図ります。

パイプライン化やＩＣＴの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。

２．国土強靱化対策　　２０４，９７５（１６６，３３３）百万円
（平成27年度補正予算　５，０００百万円）

基幹的な農業水利施設等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池の監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施します。

農業競争力強化基盤整備事業（１）	３６，４７０（　３４，０７４）百万円
農業基盤整備促進事業（１）	６，０７９（　２２，５２０）百万円
農業水利施設保全合理化事業（１）	６，８６５（　４，４６１）百万円
水利施設整備事業(農地集積促進型)（１）	６０６（　６０６）百万円
国営農地再編整備事業（１）	１７，６４８（　２２，９３７）百万円
国営かんがい排水事業（１、２）	１１７，９１８（１０５，３３３）百万円
農村地域防災減災事業（２）	５０，７６８（　２８，０１５）百万円
国営総合農地防災事業（２）	２６，２１１（　２２，８１３）百万円
水資源機構かんがい排水事業（２）	７，００６（　６，９２６）百万円

国費率、補助率：２／３、１／２等
事業実施主体：国、都道府県等

［お問い合わせ先：農村振興局設計課　（０３－３５０２－８６９５）］

農業農村整備事業（農業競争力強化対策）

課　題

○　農業競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要。

未整備水田は担い手への農地集積の障害

●規模拡大を進めている**担い手農家**は、**狭小・不整形の水田を敬遠**

担い手農家が耕作の依頼を断った理由

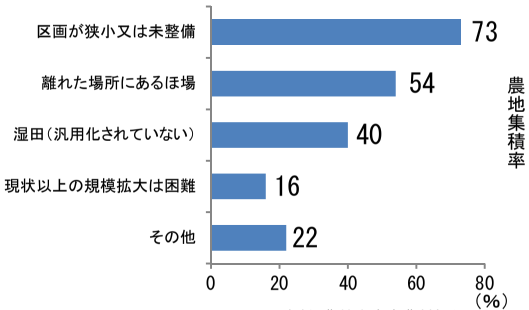

資料：農林水産省農村振興局調べ

農地整備率と担い手への農地集積率（2010年）

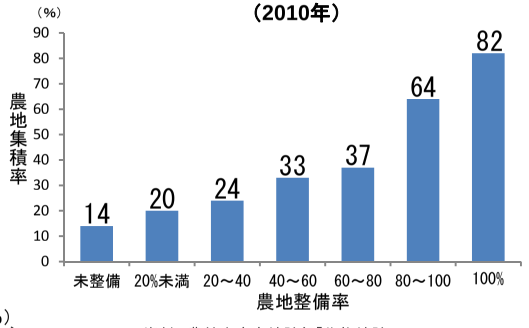

資料：農林水産省統計部「作物統計」、
農林水産省農村振興局「農業基盤整備基礎調査」

既存の農業水利システムでは水管理労力が重荷

●老朽化した既存の農業水利システムでは、**水管理労力が重荷**となり、担い手への農地集積に支障

農地集積を進める上での水利に関する課題

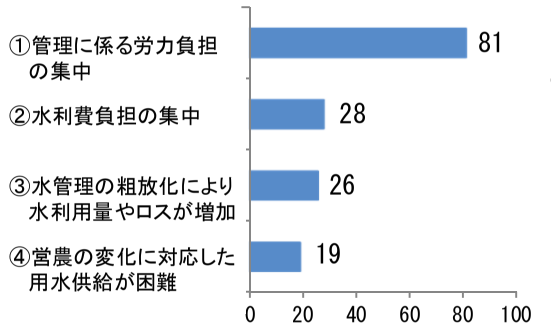

資料：農林水産省農村振興局調べ

水稲作労働時間に占める水管理時間の割合

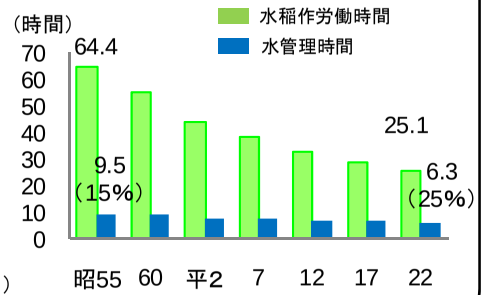

資料：農林水産省統計部「農産物生産費統計」

対　策

大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進

●地域全体の一体的な農地整備

【農業競争力強化基盤整備事業】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付

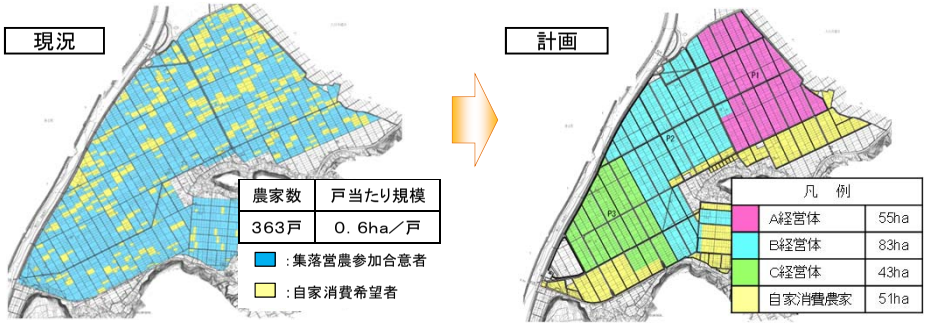

パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進

●新たな農業水利システム（イメージ）

【水利施設整備事業（農地集積促進型）】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付

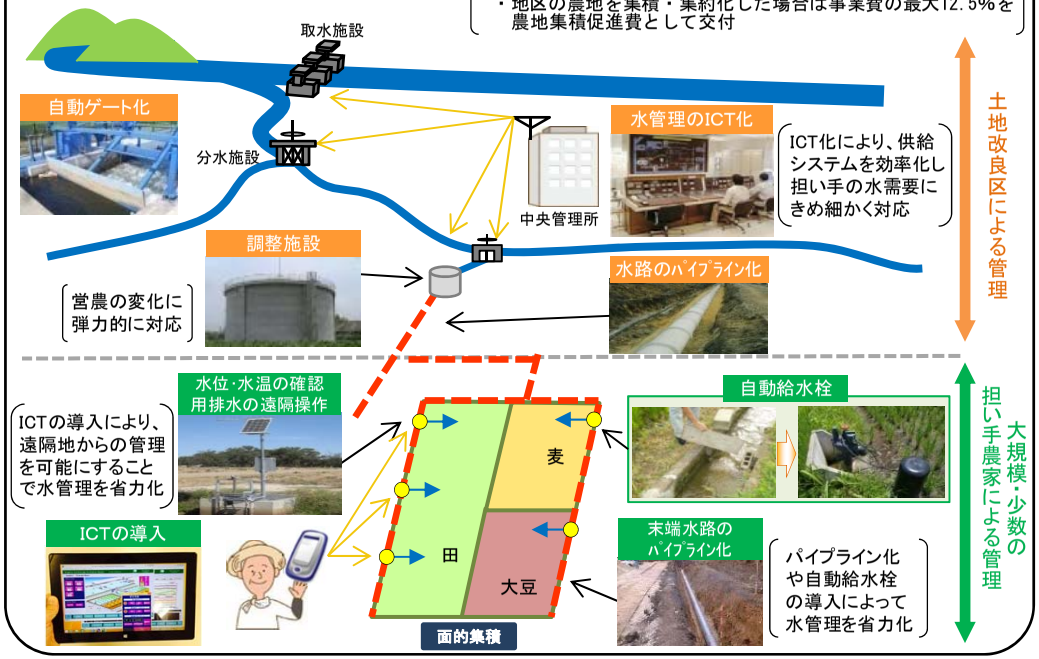

農業農村整備事業（国土強靱化対策）

課　題

○　国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要。

地震・集中豪雨等の自然災害の激甚化

●南海トラフ地震の被害想定エリアには**全国の基幹的水利施設の３割**が存在

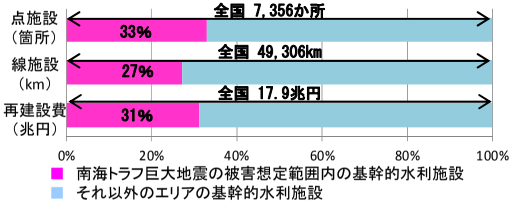

●ため池は全国に20万か所。そのうちの主要な**ため池の約７割が江戸時代以前の築造**で、豪雨や地震に対して脆弱なものが多数

<ため池の築造年代>

●時間50㎜を超える**豪雨の発生頻度は近年増加傾向**

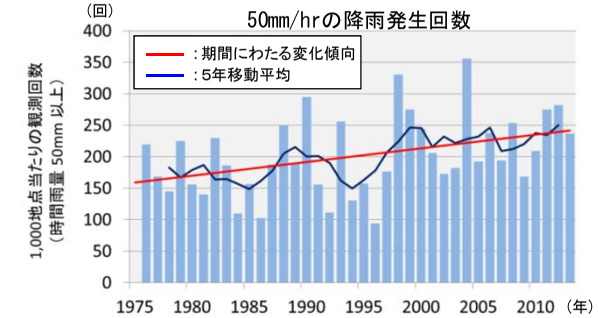

農業水利施設の老朽化の進行

●基幹施設のうち、既に**標準耐用年数を超過した施設は2割。**管水路破裂等の突発事故が多発化傾向

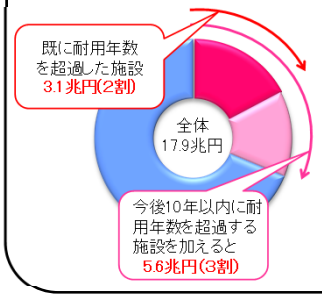

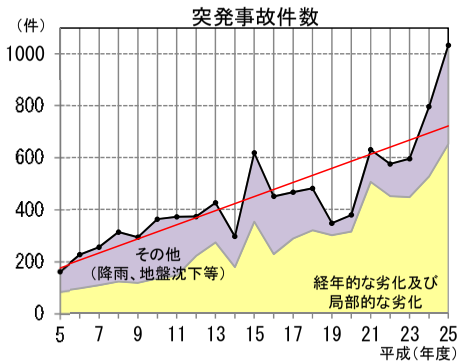

対　策

農村地域の防災・減災

○ 基幹的な農業水利施設等の**耐震診断・耐震化**、**ため池一斉点検を踏まえたハード・ソフト対策**、農村地域の**洪水被害防止対策**等を実施。

●耐震診断

●耐震化

●ため池一斉点検を踏まえた対策の実施

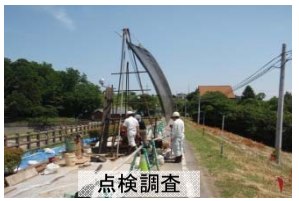

●洪水被害防止対策

農業水利施設の長寿命化

○ 老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、**補修・更新等を適時・的確**に実施

●点検・診断結果のデータベース化・可視化（イメージ）

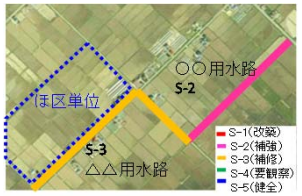

●農業水利施設の補修・更新

平成28年度予算における農業農村整備事業の負担軽減対策

※　下線部は平成28年度予算における拡充事項

① 水利施設整備事業の農地集積促進費（事業費の最大12.5%）
② 農地整備事業の農地集積促進費（事業費の最大12.5%）
③ 自力施工等の簡易整備に対する定額助成（助成単価の加算措置あり）
④ 農家負担金の償還金利子を助成
⑤ 防災重点ため池※の廃止に対する定額助成
⑥ ソフト対策（耐震照査、ハザードマップ作成等）への定額助成

事　業　名	負　担　軽　減　対　策　の　概　要
① 水利施設整備事業（農地集積促進型）【継続】	水利施設の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%）
② 農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）【継続】	農地の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%）
③ 農業基盤整備促進事業【継続】	自力施工等の簡易整備（畦畔除去、暗渠整備等）に対する定額助成（中心経営体に面的集積する農地については定額助成単価を２割加算）
④ 農家負担金軽減支援対策事業【拡充】	農家負担金の償還利子の助成　［認定期間の延長］
⑤ ため池緊急防災体制整備促進事業【継続】（農村地域防災減災事業のメニュー）	地域の防災上廃止することが妥当な場合の防災重点ため池※の廃止に対する定額助成
⑥－１ 農村地域防災減災事業【拡充】	定額助成のソフト事業（耐震照査、計画策定、ハザードマップの作成等）　［定額助成採択期間の延長］
⑥－２ 農業水利施設保全合理化事業【拡充】	定額助成のソフト事業（老朽施設の点検、機能診断、計画策定等）［事業採択期間の延長］

※下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等のため池

国営かんがい排水事業（公共）

【１１７，９１８（１０５，３３３）百万円】
（平成27年度補正予算　７００百万円）

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

＜背景／課題＞

- 戦後整備された農業水利施設については、急速に老朽化が進行しており、**耐用年数を超過した施設の増加**に伴って、突発事故の件数も増加しています。
- 基幹的な水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであり、**我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うもの**です。
- また、それぞれの農業者が創意工夫しながら、**営農を継続・発展させていくためには、畑地かんがい用水を含め、安定的な用水供給が必要です。**

政策目標

○国営造成施設の機能診断済み割合 約６割（平成22年度）→約９割（平成28年度）
○機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜主な内容＞（下線部が拡充内容）

○　農業水利施設の整備・更新

かんがい排水事業は、受益面積の規模に応じて水利施設体系を区分し、国、都道府県、市町村、土地改良区等が分担して事業を行っています。

このうち、国営かんがい排水事業は、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行っています。

具体的には、安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。

（採択要件）
①　受益面積　　3,000ha以上（畑にあっては1,000ha以上）
②　末端支配面積　　500ha以上（畑にあっては　100ha以上）

<u>また、地区調査段階において、機能診断及び施設長寿命化計画を策定できるよう拡充します</u>。

（国費率（基本）：農林水産省　２／３、北海道・離島　７５％、沖縄・奄美　９０％
事業実施主体：国）

［お問い合わせ先：農村振興局水資源課　（０３－６７４４－２２０６）］

国営地域防災対策一体型かんがい排水事業（公共）

【国営かんがい排水事業１１７，９１８（１０５，３３３）百万円の内数】

対策のポイント

農業水利施設の整備に当たり、他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設や農業用ダム等の機能を一体的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一体的に推進します。

＜背景／課題＞

- **農業水利施設**は、農業生産に不可欠な基本インフラであり、公益的な機能を有していることから、**適時適切な更新等の整備**を行っていく必要があります。
- 近年、気候変動に伴う集中豪雨等の異常気象の増加等から、農村地域においても湛水被害等の自然災害やダムへ流入する土砂の増加が懸念されており、**農地のみならず家屋・公共施設等の浸水被害やダムの貯水機能や操作性の低下等も懸念**されるなど、地域の防災対策が求められています。
- **農業用の排水施設や農業用ダム等**は、防災施設としての役割も担うことから、このような**公益的な機能の最大限の活用**を図っていく必要があります。

政策目標

○国営造成施設の機能診断済み割合 約６割（平成22年度）→約９割（平成28年度）
○機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜主な内容＞（下線部は拡充内容）

農業水利施設の整備に当たり、流域開発等の他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設や、異常な天然現象が要因の堆砂による機能低下が著しい農業用ダム等の機能を一体的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一体的に推進します。

＜採択要件＞

①受益面積　3,000ha以上（畑にあっては1,000ha以上）
②末端支配面積　500ha以上（畑にあっては100ha以上）
（流域開発、地盤沈下等の他動的要因により、機能がおおむね30％以上低下している農業用の排水施設及び当該施設に関連する施設については、末端支配面積300ha以上、異常な天然現象による機能低下が著しい農業用ダム等については末端支配面積3,000ha以上）
③排水施設を対象に同施設を活用した豪雨前の事前排水や施設情報の地域における共有化、農業用ダム等への土砂流入抑制対策の取組等を内容とする地域防災連携強化計画を策定すること。

国費率（基本）：農林水産省　２／３、北海道・離島　７５％、沖縄・奄美　９０％
事業実施主体：国

［お問い合わせ先：農村振興局水資源課　（０３－６７４４－２２０６）］

国営地域防災対策一体型かんがい排水事業[拡充]

背　景

○　農業水利施設は、農業生産に不可欠な基本インフラであり、公益的な機能を有していることから、適時適切な更新等の整備を行っていく必要があります。

○　近年、気候変動に伴う集中豪雨等の異常気象の増加等から、農村地域においても湛水被害等の自然災害やダムへ流入する土砂の増加が懸念されており、農地のみならず家屋・公共施設等の浸水被害やダムの貯水機能や操作性の低下等も懸念されるなど、地域の防災対策が求められています。

○　農業用の排水施設や農業用ダム等は、防災施設としての役割も担うことから、このような公益的な機能の最大限の活用を図っていく必要があります。

気候変動に伴う集中豪雨等の異常気象が増加し、時間雨量50mm以上の発生頻度は増加傾向。

これにより、都市化・混住化が進む農村部では、農地のみならず宅地・公共施設の湛水・浸水被害も懸念。

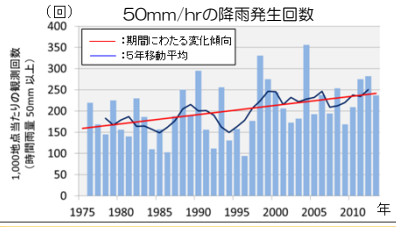

事業内容

農業水利施設の整備に当たり、流域開発等の他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設や、異常な天然現象が要因の堆砂による機能低下が著しい農業用ダム等の機能を一体的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一体的に推進。

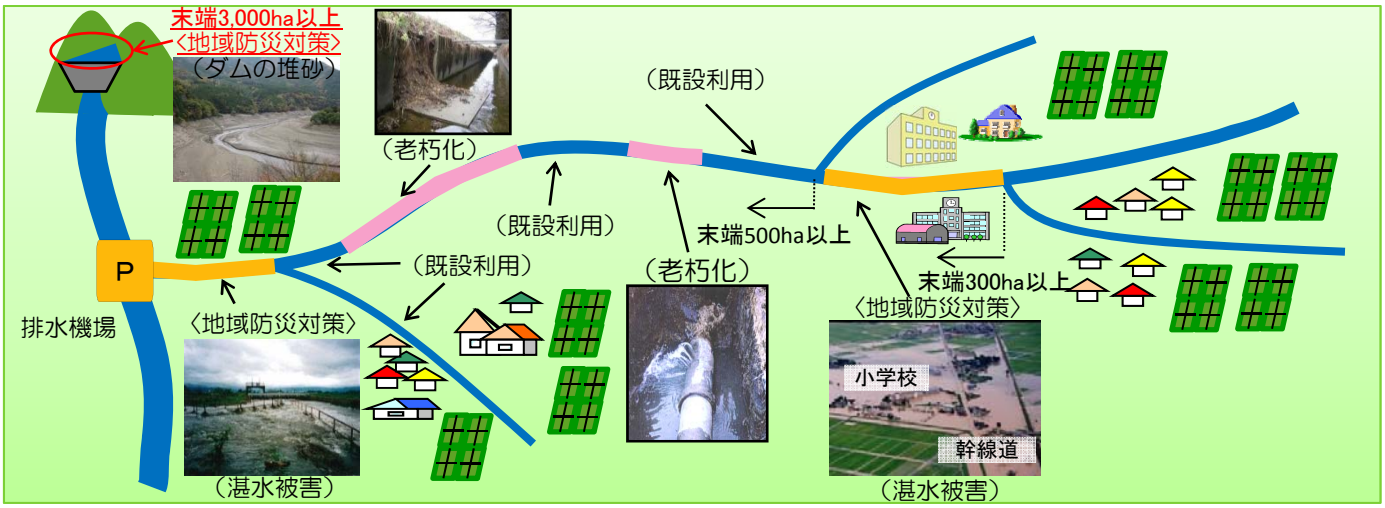

老朽化・機能向上対策と地域防災対策を一体的に実施

老朽化・機能向上対策

○内容
・農業用用排水施設の新設又は変更（老朽化対策や機能向上対策等）

（国営かんがい排水事業
国営施設機能保全事業　に同じ
国営施設応急対策事業）

○末端支配面積：500ha以上

地域防災対策

○内容
・流域開発、地盤沈下等の他動的要因により、機能がおおむね30%以上低下している農業用の排水施設及び当該施設に関連する施設
（国営総合農地防災事業に同じ）
（末端支配面積：300ha以上）

・異常な天然現象による機能低下が著しい農業用ダム等
（国営総合農地防災事業に同じ）
（末端支配面積：3,000ha以上）

・地域防災連携強化計画を策定

※下線部が拡充内容

国営農地再編整備事業（公共）

【１７，６４８（２２，９３７）百万円】

対策のポイント

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

＜背景／課題＞

・我が国農業の競争力を強化するためには、**担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入等を推進**することが重要です。

・一方、**農地の整備が立ち遅れている地域では**、ほ場条件の悪さから農地集積が円滑に進まず、高齢農家の離農等により**耕作放棄が広域的に進行するおそれ**があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進

＜主な内容＞

１．国営緊急農地再編整備事業

・基幹事業：区画整理

・併せ行う事業：農業用用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗きょ排水、客土、農用地の改良又は保全

（採択要件）

・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合（10%）以上

・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと

①農地集積率50%以上かつ集積増加率30%以上

②農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上

・受益面積が400ha以上（但し、基幹事業200ha以上）　等

２．国営農地再編整備事業（中山間地域型）

・基幹事業：区画整理、開畑（水田転換を含む）、ため池等整備、農地保全整備

・併せ行う事業：農業用用排水施設整備

（採択要件）

・中山間地域等であること

・基幹事業の受益面積が400ha以上（但し、区画整理及び開畑で２／３以上）等

国庫負担率：内地２／３、北海道75%
事業実施主体：国

［お問い合わせ先：農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－２２０７）］

国営総合農地防災事業（公共）

【２５，８５３（２２，３９２）百万円】
（平成27年度補正予算　３００百万円）

対策のポイント

自然的・社会的な状況の変化に起因した農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するために、農業用用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

＜背景／課題＞

・近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
・また、農村の都市化・混住化や流域開発による農用地への湛水被害の増大、生活雑排水の流入による農業用水の水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下等が発生しています。
・これらを踏まえ、機能低下した農業用用排水施設の機能回復や耐震対策等の防災対策を強化して推進する必要があります。

政策目標

湛水被害等の災害のおそれの解消 約10万ha以上(平成28年度)

＜主な内容＞

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害などに対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

（採択要件）

① 受益面積（基本）　3,000ha以上
② 末端支配面積（基本）　300ha以上

国費率：農林水産省２／３、北海道３／４
事業実施主体：国

［お問い合わせ先：農村振興局防災課（０３-３５０２-６４３０）］

農業競争力強化基盤整備事業（公共）

【３６，４７０（３４，０７４）百万円】

対策のポイント

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

＜背景／課題＞

・我が国農業の競争力を強化するためには、**担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進**することが重要です。
・このため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地や農業水利施設の整備を、農地中間管理機構とも連携しつつ実施します。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進

＜主な内容＞（下線部は拡充内容）

国営事業等によって形成された大規模農業地区、担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、または農業の高付加価値化等に取り組む地区を対象として、以下の農地・農業水利施設の整備を実施します。

１．農地整備

【主な工種】
・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用用排水施設整備等
【主な採択要件】
・受益面積:20ha以上(中山間地域は10ha以上(中山間地域型,<u>畑地帯担い手育成型</u>))
・担い手への農地集積率50%以上　等
【主な附帯事業】
・農業経営高度化促進事業（促進費）
　都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付

２．草地畜産基盤整備

【主な工種】
・草地の区画整理、暗渠排水等
【主な採択要件】
・受益面積:200ha以上(中山間地域は100ha以上)　等

３．水利施設整備

【主な工種】
・農業用用排水施設整備等
【主な採択要件】
・受益面積:200ha以上　等

（補助率：１／２等
事業実施主体：都道府県等）

お問い合わせ先
１の事業　農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－２２０８）
２の事業　生産局飼料課　（０３－６７４４－２３９９）
３の事業　農村振興局水資源課　（０３－３５０２－６２４６）

農業競争力強化基盤整備事業（拡充）

○　我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
○　大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①調査計画

工　　種：計画策定　等
（農地整備計画の助成期間：2年）
補　助　率：1／2

②整備事業

工　　種：農地整備事業
草地畜産基盤整備事業
水利施設整備事業

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業
（限度額：事業費の12.5%）
等

補　助　率：1／2等

畑地帯担い手育成型

・　中山間地域における畑地帯の基盤整備を推進するため、面積要件を20ha以上から10ha以上に緩和。

中山間地域において、担い手への農地集積・集約化、高付加価値化を推進

・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
・助成割合

中心経営体集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	＋4.0%（計12.5%）	2.2%	＋1.0%（計3.2%）
75～85%	7.5%	＋3.0%（計10.5%）	1.9%	＋0.8%（計2.7%）
65～75%	6.5%	＋2.0%（計8.5%）	1.7%	＋0.5%（計2.2%）
55～65%	5.5%	＋1.0%（計6.5%）	1.4%	＋0.3%（計1.7%）

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

大区画化のイメージ

2. 実施要件

①　農地整備：受益面積20ha以上（中山間地域においては10ha以上（中山間地域型、畑地帯担い手育成型））
担い手への農地集積率50%以上　等
②　草地畜産基盤整備：受益面積200ha以上（中山間地域は100ha以上）　等
③　水利施設整備：受益面積200ha以上　等

3. 実施主体

・都道府県　等

下線部は拡充内容

農業基盤整備促進事業（公共）

【６，０７９（２２，５２０）百万円】

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて実施します。

＜背景／課題＞

・我が国農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要**です。
・その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備については、**農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進することが必要**です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進

＜主な内容＞

１．きめ細かな基盤整備（定率助成）

農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施

（１）農地、農業水利施設、農作業道等の整備
（２）権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整

２．整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な整備を実施

（１）農地（田・畑）の簡易な区画拡大：10万円/10a
（水路の管水路化等を伴う場合、20万円/10a）
（２）標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a
（３）湧水処理：15万円/100m
（４）末端の畑地かんがい施設整備：20万円/10a（樹園地の場合30万円/10a）
（５）客土：10万円/10a（層厚10cm以上）
（６）除礫：20万円/10a（深度30cm以上）

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を２割加算

補助率：定額、１／２等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

［お問い合わせ先：農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－２２０８）］

農業基盤整備促進事業

○　我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
○　その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
○　このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

・基盤整備　〔農業用用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全〕
・調査調整　〔権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整〕
・補助率：50%　等

老朽化した水路の整備

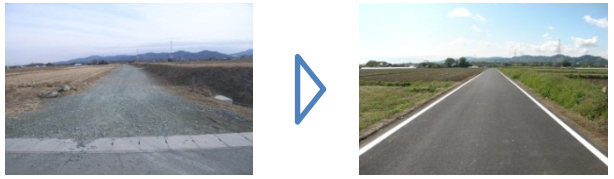

農作業道の整備

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

工種	助成単価	備考
田・畑の区画拡大	10万円/10a（20万円/10a）	（）は水路の変更（管水路化等）を伴う場合
暗渠排水	15万円/10a	
湧水処理	15万円/100m	
末端の畑地かんがい施設整備	20万円/10a（30万円/10a）	（）は樹園地の場合
客土	10万円/10a	層厚10cm以上
除礫	20万円/10a	深度30cm以上

※　中心経営体に一定規模以上集約化（面的集積）する農地については、定額助成単価を2割加算

区画拡大前

畦畔除去

区画拡大後

2. 実施要件

①　農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
②　総事業費200万円以上
③　受益者数2者以上
④　受益面積5ha以上

3. 実施主体

・都道府県
・市町村
・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構　等

農業水利施設保全合理化事業（公共）

【６，８６５（４，４６１）百万円】

対策のポイント

水利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の長寿命化を図り、農業の競争力を強化します。

＜背景／課題＞

- **我が国農業の競争力を強化**するため、**担い手への農地集積、作物生産及び維持管理コストの低減等を推進**する必要があります。
- しかし、**老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷**となり、**担い手への農地集積に支障**が生じています。
- また、**老朽化に起因する突発事故**により、**農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害**を及ぼすリスクが高まっています。
- このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、**水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化**します。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進

＜主な内容＞（下線部は拡充内容）

１．農業水利施設等整備事業

農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化、また併せて行う区画整理等の合理化整備等を支援します。

２．農地集積促進事業

土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援します。

３．水利用再編促進事業

既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

補助率：１／２、定額等
事業実施主体：都道府県等
採択期間：平成30年度まで

［お問い合わせ先：農村振興局水資源課　（０３－３５０２－６２４６）］

農業水利施設保全合理化事業【拡充】

○ 我が国農業の競争力を強化するため、担い手への農地集積、作物生産及び維持管理コストの低減等の推進が必要。
○ しかし、老朽化した旧来の水利システムでは水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障。また、老朽化に起因する突発事故により、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害のリスクが向上。
○ このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により農業競争力を強化。

1. 事業内容

(1)調査計画
・既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等
○補助率:1／2、定額等

(2)整備事業
・水利施設の補修・更新
・水位制御ゲートや水管理施設の整備
・水路のパイプライン化、また併せて行う区画整理、自動給水栓の設置等
○補 助 率 :1／2等
○実施要件:①農地利用集積促進計画の策定
②受益面積　20ha以上　等
○附帯事業:中心経営体農地集積促進事業　(都道府県、市町村、土地改良区等が事業主体となり、事業費の7.5%を限度として交付)

2. 実施主体
都道府県、市町村、土地改良区等

3. 採択期間
平成30年度まで

※下線部は平成28年度拡充内容

水利施設の老朽化、用水管理の省力化等の課題

(1)調査計画

効率的に既存施設を活用するための調査・計画策定等

(2)整備事業

補修・更新等の保全整備、パイプライン化・ゲート自動化等の合理化整備

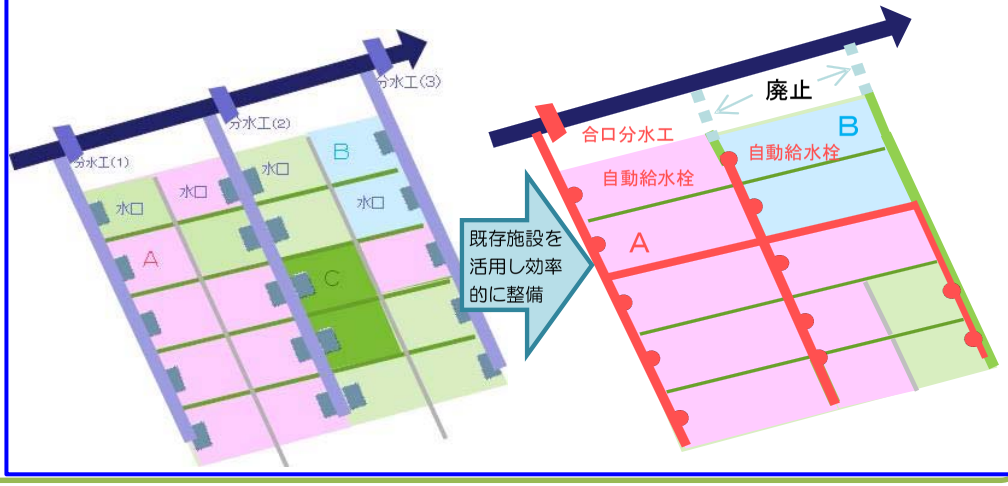

水利施設整備事業（農地集積促進型）（公共）

【６０６（６０６）百万円】

対策のポイント

既存の施設を活用しつつパイプライン化やＩＣＴ化等の整備を行うことにより、徹底した水管理の省力化を図ります。

＜背景／課題＞

・**我が国農業の競争力を強化**し成長産業として発展させていくためには、消費者ニーズに的確に対応できる**優れた経営感覚を備えた担い手の経営規模拡大を図ることが重要**です。

・一方、開水路でかつ多くの給水口を有する**従来型の水利システムは、担い手の規模拡大や生産性向上の制約要因**となっており、**担い手の水管理労力の軽減や、営農の変化に対応した適切かつ合理的な水配分を実現**することが不可欠です。

・このため、農地集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の農業用用排水施設を活用しつつ、**徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備**することにより、**高いレベルの農地集積・集約**を図ります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進

＜主な内容＞

１．農業水利施設等整備事業

水路のパイプライン化、水管理のＩＣＴ化、ゲートの自動化等の水管理の省力化整備等への支援。

【採択要件】

・担い手への農地集積率　50%以上
・受益面積　20ha以上
・末端支配面積　５ha以上　等

２．主な附帯事業

・中心経営体農地集積促進事業（促進費）

都道府県、市町村、土地改良区が事業実施主体となり、国営水利システム再編事業（農地集積促進型）及び水利施設整備事業（農地集積促進型）の実施地区を対象とし、中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大8.5%（最大12.5%※）を交付。

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

補助率：１／２等
事業実施主体：都道府県等

［お問い合わせ先：農村振興局水資源課　（０３－３５０２－６２４６）］

水利施設整備事業（農地集積促進型）

○　我が国農業の競争力を強化するためには、優れた経営感覚を備えた担い手の経営規模拡大を図ることが重要。
○　一方、開水路でかつ多くの給水口を有する従来型の水利システムは、担い手の規模拡大や生産性向上の制約要因となっており、担い手の水管理労力の軽減や適切かつ合理的な水配分を実現することが必要。
○　このため、農地集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備することにより、高いレベルの農地集積・集約を推進。

1. 農業水利施設等整備事業

工　　種：パイプライン化、水管理のICT化等の省力化整備等
実施要件：①　農地集積率50%以上
　　②　受益面積20ha以上
　　③　末端支配面積5ha以上　等
実施主体：都道府県
補 助 率 ：1／2等

2. 主な附帯事業

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業
対象事業：国営水利システム再編事業（農地集積促進型）
　　水利施設整備事業（農地集積促進型）
実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
補 助 率 ：1／2等
助成割合：

中心経営体集積率	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）		水利施設整備事業（農地集積促進型）	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8．5%	＋1．9%（計10．4%）	8．5%	＋4．0%（計12．5%）
75～85%	7．5%	＋1．6%（計　9．1%）	7．5%	＋3．0%（計10．5%）
65～75%	6．5%	＋1．3%（計　7．8%）	6．5%	＋2．0%（計　8．5%）
55～65%	5．5%	＋1．0%（計　6．5%）	5．5%	＋1．0%（計　6．5%）

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合。

農村地域防災減災事業（公共）

【５０，７６８（２８，０１５）百万円】
（平成27年度補正予算　４，０００百万円）

対策のポイント

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

＜背景／課題＞

・安定的な農業経営や安全・安心な農村生活を実現するためには、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、**農村地域全体における災害対策上の課題を整理**した上で、**地域の実情に即した整備を実施**することが重要です。
・また、全国各地で発生するおそれのある多様な災害に対して、緊急性や重要性の観点から**優先度に応じて事業を推進**する必要があります。
・このため、**総合的な防災減災計画に基づき対策を実施**し、効果的に農業生産の維持や農業経営の安定、環境保全を図り、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

○湛水被害等の災害のおそれの解消　約10万ha以上（平成28年度）
○決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した割合　（４割（平成26年度）→10割（平成32年度））

＜主な内容＞（下線部は平成28年度予算における拡充内容）

１．防災・減災対策にかかる計画の策定

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定と、そのために必要な耐震性等の調査等（<u>二次災害が予想される施設の調査計画については定額助成（平成30年度まで）</u>）

２．農業用施設等の整備

（１）自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備（ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）、ため池の廃止、湛水防除、地すべり対策、農村防災施設の整備、施設の耐震整備等）
（２）施設の防災機能を適切に維持するための長寿命化対策の実施

３．ため池群を活用した防災・減災対策

<u>防災重点ため池を含む複数のため池を対象に、決壊防止と併せ洪水調節機能などの向上に資する</u>

（１）<u>調査、計画策定等（平成30年度まで定額助成）</u>
（２）<u>堤体の改修や補強、しゅんせつ、附帯施設の整備等</u>
（３）<u>監視・管理体制の見直し</u>

（補助率：１／２、55%、定額等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等）

［お問い合わせ先：農村振興局防災課　（０３－６７４４－２２１０）］

農村地域防災減災事業（拡充）

下線部は平成28年度予算における拡充内容

○ 農村地域の総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて各種防災・減災対策を一体的に推進。
○ 二次被害が予想される施設の耐震照査等を定額助成。（平成30年度まで）
○ 複数のため池からなるため池群を対象に、決壊防止と併せ洪水調節機能や土砂流出防止機能などの向上に資する堤体の改修や補強、しゅんせつ等を行い、災害を未然に防止。

1. 事業内容

① 計画の策定

内　容：耐震照査、計画策定等
補助率：1／2、定額

ため池堤体の調査

② 農業用施設等の整備

内　容：ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）、湛水防除、地すべり対策等
補助率：1／2、55%等

改修前

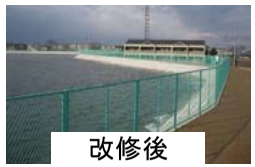
改修後

③ ため池群を活用した防災・減災対策

内　容：決壊防止と併せ洪水調節機能などの向上に資する堤体の改修等
補助率：1／2、55%、定額等

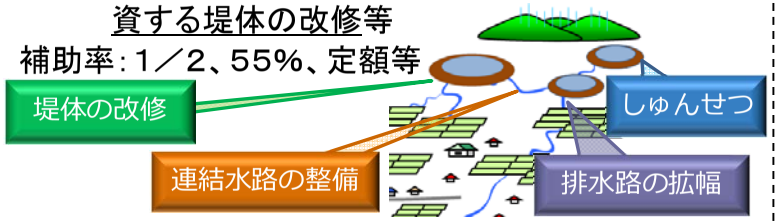

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進

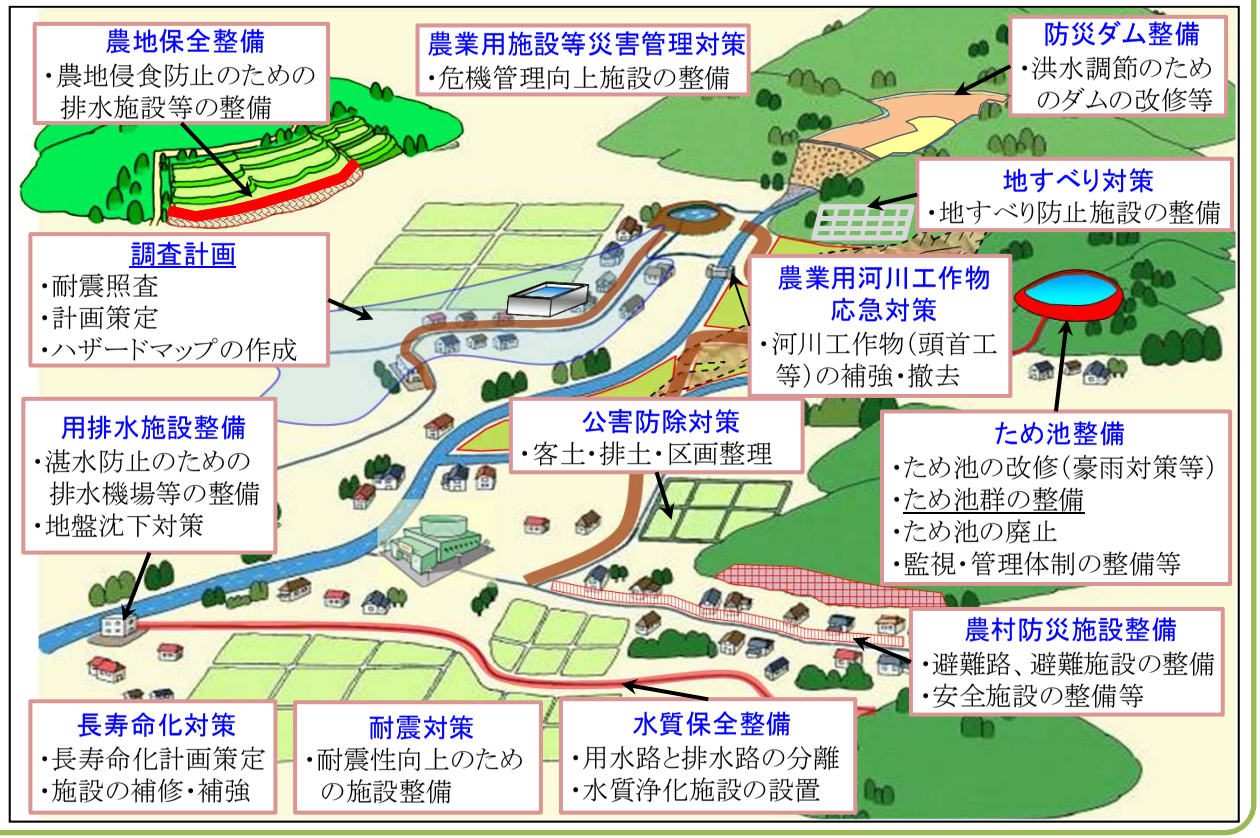

2. 実施要件

① 農村地域防災減災総合計画に位置付けられていること
② ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策の場合）は受益面積2ha以上、湛水防除は受益面積30ha以上　等
③ ため池群を活用した防災・減災対策においては、防災重点ため池を含むため池2か所以上を対象とするものであって、受益面積の合計が10ha以上であること　等

3. 実施主体

・都道府県
・市町村
・土地改良区等

ため池群を活用した防災・減災対策の推進　－農村地域防災減災事業（拡充）－

１．趣　　旨

近年、豪雨や大規模地震により多くのため池が被災し、農用地や農業用施設のみならず、下流の住宅や公共施設にも被害が及んでおり、将来的には、南海トラフ地震などの大規模地震の発生や気候変動の影響による豪雨の激甚化も懸念されている。

このため、平成25年度、26年度に実施した農業用ため池の一斉点検の結果を踏まえ、下流に住宅や公共施設等があり施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等の防災重点ため池の防災・減災対策を加速化するため、複数ため池を対象に決壊の防止と併せ洪水調節機能や土砂流出防止機能などの向上に資するため池の改修や補強、しゅんせつ等を総合的に実施することにより、災害の未然防止を図る。

２．事業内容等

（１）事業内容

①　調査計画事業

ため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査等

②　ため池群整備工事

ため池の決壊防止と併せ洪水調節機能などの向上に資する堤体の改修や補強、しゅんせつ、附帯施設の整備等

③　ため池群管理体制整備事業

ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要な研修の開催、管理計画の策定等

（２）採択要件

①　防災重点ため池を含む２か所以上の農業用ため池を対象とするもの

②　農業用ため池の受益面積の合計が10ヘクタール以上

③　農業用ため池の防災受益面積の合計が20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が１億円以上

ただし、調査計画事業にあっては、①及び②の要件のみとする。

３．事業実施主体等

（１）事業実施主体

①　調査計画事業、ため池群管理体制整備事業：都道府県、市町村等

②　ため池群整備工事：都道府県

（２）補　　助　　率

①　調査計画事業：定額（平成30年度まで）

②　ため池群整備工事、ため池群管理体制整備事業：１／２、55%等

４．平成28年度予算額（平成27年度予算額）

農村地域防災減災事業５０，７６８（２８，０１５）百万円の内数

［お問い合わせ先：農村振興局防災課　（０３－６７４４－２２１０）］

土地改良区体制強化事業（公共）［新規］

【４２３（－）百万円】

対策のポイント

土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制の強化を集中的に支援します。

＜背景／課題＞

- **土地改良区は、農業水利施設の管理や農業生産基盤の整備を通じた農地利用集積を推進する中心的役割を担う団体**であり、**その機能と役割が十分発揮されることが期待**されています。
- 一方で、**農業・農村の構造の変化や組合員のコスト意識の高まり**が見られるとともに、**土地改良区の組織運営や土地改良施設・受益農地の管理が複雑化・高度化**している状況がみられます。
- このような中、土地改良区自らが主体的に将来の在り方を検討するなどの自助努力により、**計画的な視点に立った土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制の強化を図る必要**があります。

政策目標

○土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制を強化

○専任職員不在の土地改良区を今後10年間（平成37年度まで）で解消

＜主な内容＞

- **合併等による組織運営基盤の強化や技術向上等による事業実施体制の強化に取り組む土地改良区に対して、**次の事項について**集中的に支援**を行います。
  1．施設・財務管理強化対策（施設の診断・管理指導、複式簿記会計の指導等）
  2．受益農地管理強化対策（換地業務に係る現地指導、財産管理制度の活用推進等）
  3．統合整備強化対策（土地改良区の統合整備等）
  4．研修・人材育成

補助率：定額、１／２
事業実施主体：土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会
都道府県、民間団体（公募）

お問い合わせ先:
１～３の事業　農村振興局土地改良企画課（０３－３５０２－６００６）
４の事業　農村振興局土地改良企画課（０３－３５０２－６００６）
農村振興局設計課　（０３－３５９１－５７９８）
農村振興局水資源課　（０３－６７４４－１３６３）

土地改良施設維持管理適正化事業（公共）

【３，２９７（３，２９７）百万円】

対策のポイント

農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図ります。

＜背景／課題＞

・農業水利施設については、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、**既存の施設の有効活用・長寿命化**とともに、効率的な更新整備や保全管理の充実を図ることが必要です。

・土地改良施設維持管理適正化事業は、**土地改良区等施設管理者が定期的な整備補修**を行うこととして、**一定期間資金を拠出しあって対象施設の整備補修を実施**するものです。

政策目標

農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、適期的確な整備補修による施設の機能の保持と耐用年数を確保

＜主な内容＞

農業水利施設の機能の保持のため必要となる整備補修の実施

（１）施設の機能保持のため必要となる整備補修（オーバーホール、塗装等）や望ましい生産構造の実現に資するための整備改善（揚水機の変速機の設置等）を実施します。

（２）予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修も実施することができます（緊急整備補修）。

事業主体：全国土地改良事業団体連合会
補助率：資金造成額の１／３（事業費の30%）
事業実施主体：土地改良区、土地改良区連合等

［お問い合わせ先：農村振興局土地改良企画課　（０３－３５０２－６００６）］

基幹水利施設管理事業（公共）
【２，１４４（２，０８９）百万円】

対策のポイント

国営土地改良事業により造成され、市町村等が管理を行っている一定規模以上で公共・公益性の高い基幹的な農業水利施設の維持管理を助成します。

＜背景／課題＞

・国営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設は、食料の安定供給はもとより、水源のかん養、国土の保全等の公共性・公益性を有しており、適正な管理を確保する必要があります。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜主な内容＞（下線部が拡充内容）

国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門（排水分水ゲート含む）及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、受益面積1,000ha以上などの要件を満たし、市町村等が、施設管理強化計画を策定し、土地改良区と連携を図り、公共・公益的機能を強化した維持管理について助成します。

補助率：３０％
事業実施主体：都道府県、市町村

［お問い合わせ先：農村振興局水資源課（０３－３５９１－７０７３）］

基幹水利施設管理事業（拡充）

1. 背景

○　都市化の進展や短時間豪雨の増加等によるピーク流出量の増大に対して、農地や公共施設等の浸湛水被害を防止する対策を推進する必要。
○　これまでは、排水機場や排水樋門による集中排水による対策が多く実施されてきたが、今後は効率性、経済性や維持管理面から複数の河川等に分散して排水する方法が採用される傾向。
○　分散排水するためのゲートは、同一の管理者により排水路や排水河川の水位、降雨分布などを一元的に把握しつつ、同時に複数のゲートの開度調整を行うなど高度な管理技術力が必要。
○　分散排水のために設置される複数の排水分水ゲートは、排水機場や排水樋門同様に公共・公益性の高い基幹農業水利施設であるが、現在は本事業の補助対象外。

「排水分水ゲート」を排水樋門として
補助対象に追加

2. 事業内容

「排水分水ゲート」による分散排水例

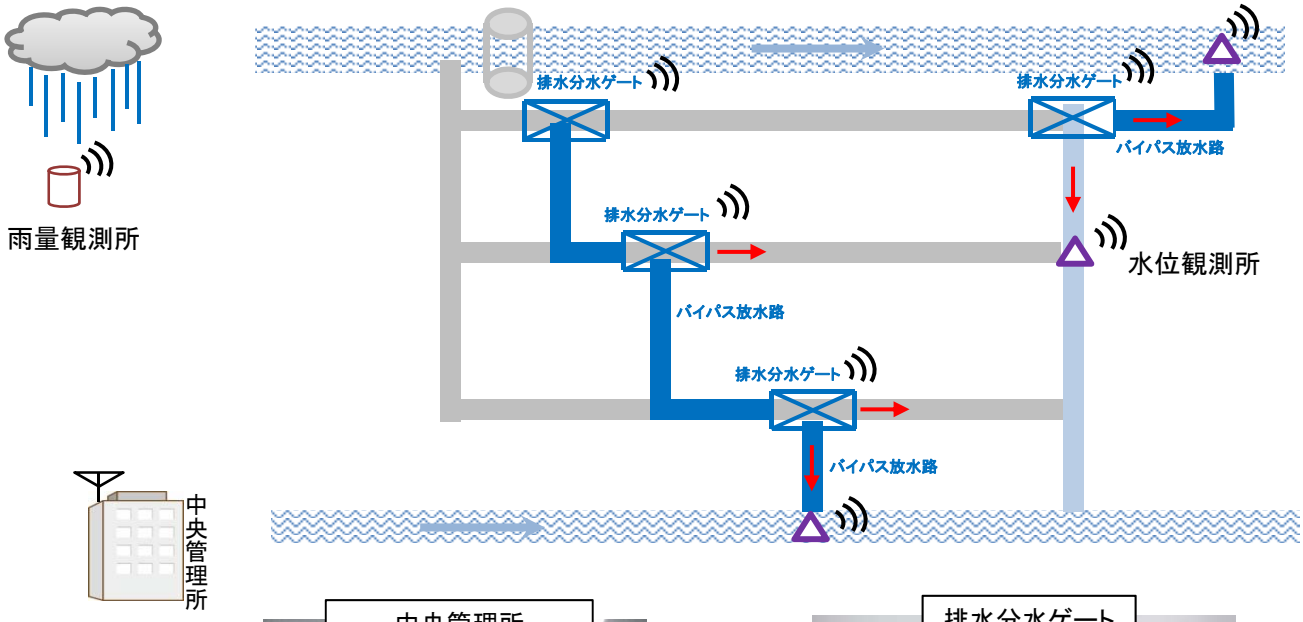

中央管理所

排水分水ゲート

3. 実施要件

【対象施設】
以下の全ての要件を満たす排水分水ゲート
○同一管理者による管理
○複数の排水先が存在
○リアルタイムで集約された水利情報に応じた連携操作の必要性

【施設規模】
流末の排水先への総分水量が15m3/s以上（重複を除く）

農山漁村地域整備交付金（公共）

【１０６，６５０（１０６，６５０）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜背景／課題＞

・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備**を進めることが重要です。
・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**する必要があります。

政策目標

○ 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の８割となるよう農地集積を推進
○二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
○海岸堤防等の整備率66%（平成28年度）

＜主な内容＞（下線部は農村振興局関連事業の拡充内容）

１．都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

２．農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上**のための事業を選択して実施することができます。
　また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
　農業農村分野：農用地整備、農業用用排水施設整備等
　森　林　分　野：予防治山、路網整備等
　水　産　分　野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

３．**農村集落基盤再編・整備事業**
　人口減少等に対応し、農業・生活関連施設の再編・整備を平場及び中山間地域にまたがる地域においても、一体的に実施することができるよう従来の事業を再編し、事業メニューおよび計画策定要件の統一、農業・生活関連施設の再編・整備に関する実施計画策定を追加します。

国費率：１／２等
事業実施主体：都道府県、市町村等

［お問い合わせ先：農村振興局地域整備課　（０３－６７４４－２２００）］

農山漁村地域整備交付金

○　農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。

○　都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備 ＋ 森林基盤整備 ＋ 水産基盤整備 ＋ 海岸保全施設整備

- 地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
  （都道府県が各地区に予算を配分）
  （関係事務の一本化・統一化）
- 農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能
- 都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
  （農・林・水横断的な予算融通が可能）
- 自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
  （客観性・透明性の確保）

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進

ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

藻場造成による漁場の整備

漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】

適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

景観に配慮した侵食対策

津波・高潮対策としての水門の整備

農山漁村地域整備交付金　農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤整備事業及び中山間地域総合整備事業の拡充・再編）

○　農村地域の人口減少・高齢化の進展に対応して、農業生産性の向上を図る農業生産基盤と、基幹集落への機能集約と周辺集落とのネットワーク強化等を図る農村生活環境の総合的な整備を支援します。
○　平場地域から中山間地域まで一体的な再編・整備が可能となるよう、①事業メニューの統一、②計画の策定要件の統一、③農業・生活関連施設の再編・整備に関する実施計画策定支援を拡充します。

事業メニュー・要件

区分	工種	
農業生産基盤整備	・農業用用排水施設整備	・農地防災
	・農道整備	・客土
	・ほ場整備	・暗渠排水
	・農用地開発	・農用地の改良又は保全
農村生活環境整備	・農業集落道整備	・地域資源利活用施設整備
	・営農飲雑用水施設整備	・施設補強整備
	・農業集落排水施設整備	・施設環境整備
	・集落防災安全施設整備	・歴史的土地改良施設保全整備
	・用地整備	・施設集約整備
	・集落環境管理施設整備	・集落土地基盤整備
	・情報基盤施設整備	・活性化施設整備　（中山間）
	・市民農園等整備	・地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）
	・生態系保全施設等整備	
	・交換分合	・交流施設基盤整備（中山間）

○　実施要件：・農業振興地域等
・生活環境整備は生産基盤整備と一体、又は周辺農用地の整備が完了（近い将来完了見込みを含む）している地域
○　事業実施主体：都道府県、市町村等
○　国費率：中山間地域　５５％等、それ以外の地域　１／２等

事業イメージ

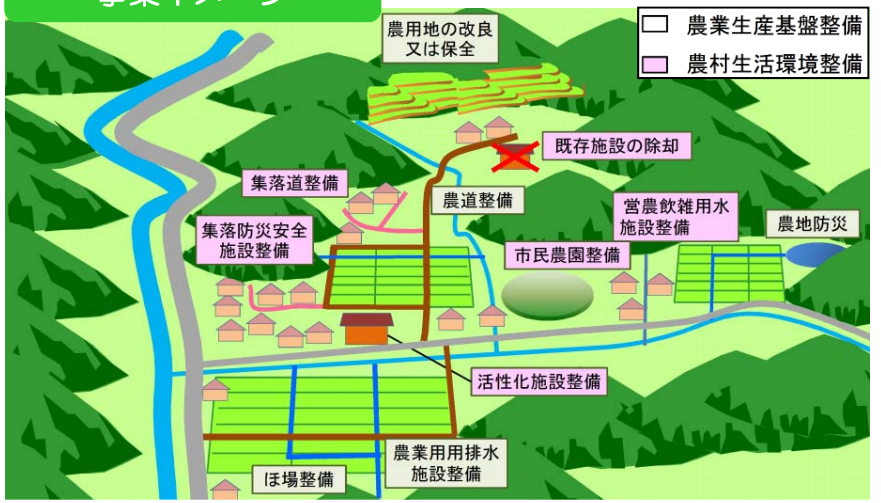

生産性を高めるほ場整備や用排水路等の整備

集落間ネットワークを強化する集落道・農道整備

複数集落で共同利用する活性化施設整備

平成28年度拡充内容

○集落基盤整備事業及び中山間地域総合整備事業を再編・拡充

- 事業ﾒﾆｭｰの統一（中山間地域でも農業施設の補強、除却等が可能）
- 計画策定要件の統一（農村振興基本計画又は準ずる計画で可）
- 農業・生活関連施設の再編・整備に関する実施計画策定を追加

○事業体系

農山漁村地域整備交付金
└ 農村集落基盤再編・整備事業
　├ 集落基盤再編事業
　├ 中山間地域総合整備事業
　└ 実施計画作成事業

○平場から中山間まで一体的に再編・整備

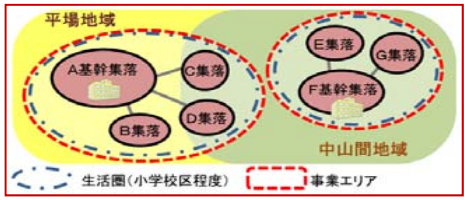

海岸事業（農地海岸）（公共）

【３，２８８（３，２８８）百万円】

対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

＜背景／課題＞

・東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、海岸堤防等が十分に整備されていない農地海岸は約150ｋｍに及びます。
・特に海抜ゼロメートル地帯に位置する有明海沿岸地域では、近年、高潮等に伴う浸水被害が頻発しており、災害リスクが増大しています。
・このため、海岸事業により沿岸の優良農地等を災害から守り、食料の国内生産の確保を図るとともに、国民の生命、財産等の安全・安心を確保していく必要があります。

政策目標

東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
【約13%（平成23年度末）→約45%（平成28年度末）】

＜主な内容＞

国土保全上特に重要な海岸について、主務大臣が海岸管理者に代わり、自ら海岸保全施設の新設・改良を行います。

直轄海岸保全施設整備事業　３，２７９（３，２７９）百万円
国費率：２／３等
事業実施主体：国

［お問い合わせ先：農村振興局防災課（０３-６７４４-２１９９）］

災害復旧事業（農地・農業用施設等）（公共）

【７，９８１（８，００４）百万円】
（平成27年度補正予算　８，４０９百万円）

対策のポイント

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧します。

＜背景／課題＞

・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
・被災した農業地域の早期復旧により、**農業生産活動の維持と農業経営の安定**を図り、さらには**国土の保全及び農村地域の安全性を向上**させることが必要です。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

＜主な内容＞

１．直轄農業用施設災害復旧事業　　１５２（１３９）百万円

国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を実施します。

国費率：農林水産省65／100、北海道・離島・奄美85／100、沖縄90／100
（但し、農家１戸当たりの事業費により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国

２．直轄地すべり防止施設災害復旧事業　　１３（１３）百万円

「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」の規定に基づき農林水産大臣が施行する直轄地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

国費率：農林水産省２／３、北海道４／５
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国

３．農業用施設災害復旧事業　　５，１９３（４，９６８）百万円

農業用施設（ダム、ため池、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁、農地保全施設等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美65／100、沖縄80／100
（但し、農家１戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

４．農地災害復旧事業　　２，４７８（２，７８４）百万円

農地（水田、畑等）の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美50／100、沖縄80／100
（但し、農家１戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

５．海岸保全施設等災害復旧事業　　１４５（１００）百万円

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域において、農地の保全に係る海岸保全施設（堤防、護岸、突堤等）の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域において、農地の保全に係る地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

（補助率：農林水産省２／３、北海道・離島・奄美・沖縄４／５
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により補助率の嵩上げ制度あり。
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：都道府県、市町村）

［お問い合わせ先：農村振興局防災課（０３-６７４４-２２１１）］

災害関連事業（農地・農業用施設等）（公共）

【１８２（１５９）百万円】
（平成27年度補正予算　３１百万円）

対策のポイント

災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強等を行います。

＜背景／課題＞

・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
・被災した農業地域において、災害復旧事業と併せて、**再度災害防止のための隣接残存施設等の改築、補強等**を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性を向上させることが必要です。

政策目標

災害復旧と併せた再度災害の防止及び速やかな災害復旧の実施

＜主な内容＞

災害復旧事業に併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強、緊急に地すべり防止工事が必要となった場合の地すべり防止工事及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

○直轄地すべり対策災害関連緊急事業
○農業用施設災害関連事業
○ため池災害関連特別対策事業
○特殊地下壕対策事業
○農地災害関連区画整備事業
○海岸保全施設等災害関連事業
○災害関連農村生活環境施設復旧事業
○災害関連緊急地すべり対策事業
○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

（国費率、補助率：２／３、１／２等
事業実施主体：国、地方公共団体等）

［お問い合わせ先：農村振興局防災課（０３-６７４４-２２１１）］

農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共）

【３６，９７０百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備を推進します。

＜背景／課題＞

・「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に即し、**米の生産コストを早期かつ大幅に削減**するなど、我が国農業の体質強化を図ることが重要です。
・このため、**担い手への農地集積・集約化を加速化**するとともに、大型機械等の導入が可能な**農地の大区画化や排水対策**、水管理の省力化等を可能とする**パイプライン化、地下かんがい施設等の基盤整備を推進**することが必要です。

政策目標

担い手の米の生産コストが9,600円／60kg※を下回るよう農地の大区画化・汎用化を推進

※　平均的な米の生産コスト（16,000円／60kg（23年産米））から４割削減したコスト

＜主な内容＞

農地の大区画化等の推進

米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策等を推進します。

・主な工種：区画整理、暗渠排水、農業用用排水施設整備等

（国費率、補助率：２／３、１／２等
事業実施主体：国、都道府県）

［お問い合わせ先：農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－２２０８）］

農地の更なる大区画化・汎用化の推進（ 公共 ）

○ 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、米の生産コストを早期かつ大幅に削減するなど、我が国農業の体質強化を図ることが重要。
○ このため、担い手への農地の集積・集約化を加速化するとともに、大型機械等の導入が可能な農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のためのパイプライン化等の整備を推進。

1. 事業内容

○ 農地の大区画化・汎用化の推進

米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化、排水対策等を推進

主な工種：
区画整理
暗渠排水
農業用用排水施設　等

国費率、補助率：
2／3、1／2　等

＜整備後のイメージ＞

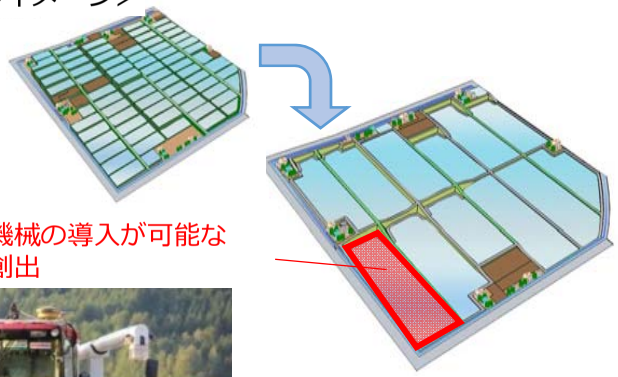

大型農業機械の導入が可能な大区画を創出

＜効果（米の生産コストの低減（円/60kg）＞

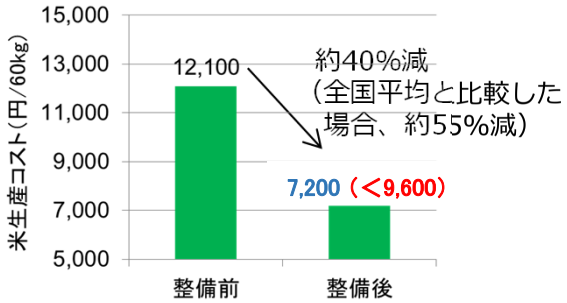

※ 対象地区：
平均経営規模15ha程度以上かつ1ha程度以上の大区画で実施した地区（H22～24年度完了地区）
※「日本再興戦略」上の担い手の米生産コスト削減目標
16,000円/60kg → **9,600円**/60kg

水管理の省力化・合理化を可能とするﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ化、地下かんがいを推進

末端給水栓

パイプライン化

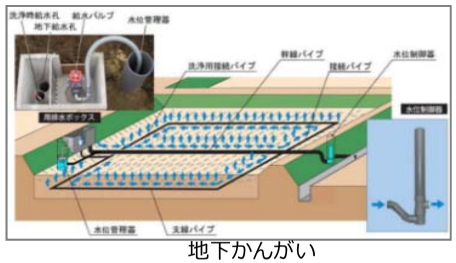
地下かんがい

2. 実施要件

担い手の米の生産コストが9,600円／60kgを下回ると見込まれること。

3. 実施主体

国、 都道府県

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共）

【４０，６３０百万円】

対策のポイント

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、平場・中山間地域などにおける排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

＜背景／課題＞

・「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に即し、生産基盤の整備を通じた我が国農業の競争力強化に加え、**高収益作物への転換など攻めの農政を加速化**することが重要です。

・このため、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、平場・中山間地域などにおける**排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備による畑地・樹園地の高機能化等**の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

○作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物※の割合がおおむね８割以上となること

○作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね５割以上となり、かつ高収益作物に係る生産額がおおむね50%以上増加すること

※　高収益作物とは、野菜生産出荷安定法に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜や、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹等。

＜主な内容＞

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等を推進します。

・主な工種：区画整理、暗渠排水、農業用用排水施設整備等

（国費率、補助率：２／３、１／２等
事業実施主体：国、都道府県）

［お問い合わせ先：農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－２２０８）］

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（ 公共 ）

○ 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進し、我が国農業の体質強化を図ることが重要。
○ このため、平場・中山間地域などにおける排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

○水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備を推進

主な工種：
区画整理
暗渠排水
農業用用排水施設整備　等

国費率、補助率：
2／3、1／2等

■ 水田の畑地化・汎用化

水田に野菜等を導入できるよう排水改良を行い、かんがい設備を整備

【畑地化のイメージ】

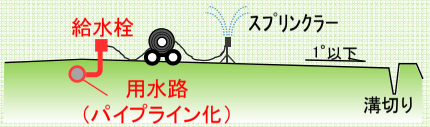

【汎用化のイメージ】

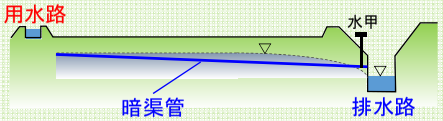

■ 畑地・樹園地の高機能化

傾斜小（3° ）

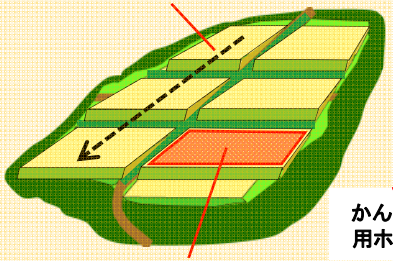

50a程度以上で整備

○みかんのマルチドリップ灌漑

かんがい用ホース

点滴かんがいとマルチ栽培

○大区画化

大型機械の導入

ハウス栽培

粗収益の増加

生産額（ぶどう・茶等）

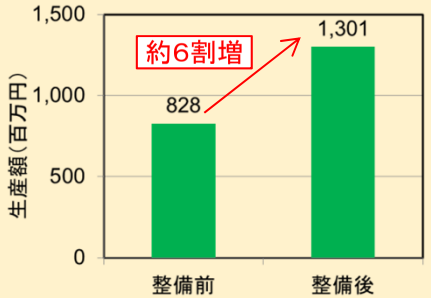

（資料）事業計画書（駅館川地区）から試算

2. 実施要件

・作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となること
・作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ高収益作物に係る生産額がおおむね50%以上増加することが見込まれること。

3. 実施主体

・国
・都道府県

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）

【１６，４００百万円】

対策のポイント

畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層進めるため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進します。

＜背景／課題＞

・「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るためには、地域ぐるみの高収益型畜産体制（畜産クラスター）の取組を通じて、**国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現**することが重要です。

・このため、畜産クラスター計画を策定した地域において、同計画に即して、収穫作業等の受託や**大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の基盤整備を推進**することが必要です。

政策目標

飼料作物の単位面積当たりの収量が25%以上増加するよう草地の整備等を推進

＜主な内容＞

１．大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水改良の改善等の整備を推進します。

・主な工種：区画整理、暗渠排水　等

（国費率、補助率：２／３、１／２等
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人）

２．家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備

効率的な飼料生産基盤を形成するため、家畜ふん尿を発酵してスラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を実施します。

・主な工種：肥培かんがい施設、排水施設　等

（国費率：４／５（北海道）
事業実施主体：国）

３．泥炭地帯における草地の排水不良の改善

効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を実施します。

・主な工種：整地、暗渠排水、排水施設　等

（国費率：３／４（北海道）
事業実施主体：国）

（お問い合わせ先：
１の事業　生　産　局飼　料　課　（０３－６７４４－２３９９）
１の事業　農村振興局農地資源課　（０３－６７４４－２２０７）
２の事業　農村振興局水 資 源 課　（０３－３５０２－６２４４）
３の事業　農村振興局防　災　課　（０３－３５０２－６４３０）

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）

○ 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るため、地域ぐるみの高収益型畜産体制（畜産クラスター）の取組を加速することが重要。

○ このため、各地域で作成する畜産クラスター計画により、地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層進めるため、大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

①大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等を推進

内　容：区画整理、暗渠排水　等
国費率、補助率：2／3、1／2　等

＜整備前＞

現況の自然水路に合わせて整備

＜整備後＞

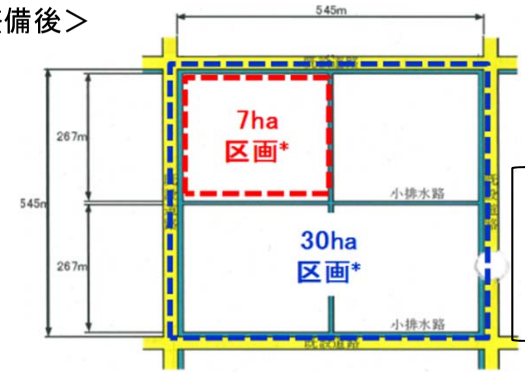

※小排水路が不要な地区は30ha区画、小排水路が必要な地区は7ha程度の区画

大区画による効率的な飼料生産

②家畜糞尿を活用した肥培かんがい施設の整備

家畜ふん尿を発酵しスラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を推進

内　容：肥培かんがい施設、排水施設　等
国費率：4／5（北海道）

個人所有の農業機械による作業

山成に合わせて整備

大型作業機械による作業

生産性向上のため、緩傾斜に整地

③泥炭地帯における草地の排水不良の改善

土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を推進

内　容：整地、暗渠排水、排水施設　等
国費率：3／4（北海道）

＜効果＞

大区画化による作業効率向上の結果、適期収穫が可能となることや、基盤整備を通じた排水不良の改善等により、飼料作物の単位面積当たりの収量を25%以上増加

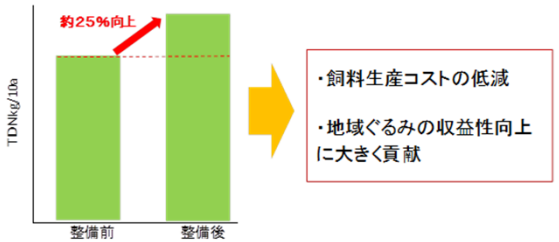

※TDNとは、飼料作物中に含まれる栄養価のことをいう。

2. 実施要件

飼料作物の単位面積あたり収量が25%以上増加することが見込まれること。

3. 実施主体

・国
・都道府県、事業指定法人